

令和5年度

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

(第1回)

【書面会議】

別冊資料

目次

公共交通に関する住民アンケート調査 (議案第1号 資料3 関連)	… 1
移動に関するアンケート調査 (バス利用者の方へ) (議案第1号 資料3 関連)	… 26
地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について (議案第3号 関連)	… 36

公共交通に関するアンケート調査

◆ はじめに、あなたご自身のことについてお教えてください。

質問1	あなたの性別・年齢・お住まいの場所をお教えてください。【それぞれ〇は1つ】				
● 性別 ⇒	1. 男性	2. 女性	3. 回答しない		
● 年齢 ⇒	1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代	5. 50代
	6. 60～64歳	7. 65～74歳	8. 75歳以上		
● お住まいの郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	もしくは、紀の川市(_____)				

◆ 次にあなたの外出についてお教えてください。

質問2	ふだん、外出される頻度をお教えてください。【〇は1つ】				
1. 休日を含む毎日	2. 平日のみほぼ毎日	3. 週に3～4回	4. 週1～2回		
5. 月に2～3回	6. 月に1回以下	7. ほとんど外出しない			

質問3	外出される際によく利用される手段をお教えてください。【〇は3つまで】				
1. 徒歩のみ	2. 自家用車(自分で運転)	3. 自家用車(自分以外が運転)			
4. 鉄道	5. 路線バス	6. 地域巡回バス	7. 紀の川コミュニティバス		
8. タクシー	9. 自転車	10. バイク・原付	11. その他(_____)		

質問4	自動車の運転免許の保有状況をお教えてください。【〇は1つ】				
1. 自動車の運転免許を保有している(今後も免許は保有し続ける)					
2. 自動車の運転免許を保有しているが、ほとんど運転したことがない(今後も免許は保有し続ける)					
3. 自動車の運転免許を保有しているが、返納を検討している					
4. 自動車の運転免許を持っていたが、返納した					
5. 一度も自動車の運転免許を持ったことがない					

質問5	ふだんの自動車の利用状況をお教えてください。【〇は1つ】				
1. 必要に応じて自分で運転しており、今後も運転し続ける予定である					
2. 必要に応じて自分で運転しているが、今後は運転を控えたいと思っている					
3. 自分では運転できないが、必要に応じて送り迎えしてくれる人がいる					
4. 自分で運転できず、送り迎えしてくれる人もいない					

◆ あなたの鉄道利用についてお教えてください。

質問6	鉄道を利用される頻度をお教えてください。【〇は1つ】				
1. 休日を含む毎日	2. 平日のみほぼ毎日	3. 週に3～4回	4. 週1～2回		
5. 月に2～3回	6. 月に1回以下	7. ほとんど利用しない			

質問7	お住まいの場所から最もよく利用される駅をお教えてください。【〇は1つ】				
JR	⇒ 1. 下井阪駅	2. 打田駅	3. 紀伊長田駅	4. 粉河駅	5. 名手駅
和歌山電鐵	⇒ 6. 大池遊園駅	7. 西山口駅	8. 甘露寺前駅	9. 貴志駅	
JR/和歌山電鐵	⇒ 10. その他(_____)				

質問8

質問7で回答された駅までの移動で、最もよく利用される手段をお教えてください。

【〇は1つ】

1. 自家用車(自分で運転) 2. 自家用車(自分以外が運転) 3. 自動二輪(原付含む) 4. バス
5. タクシー 6. 自転車 7. 徒歩 8. その他(_____)

質問9

鉄道を利用して移動する上での、お困りごとをお教えてください。【〇はいくつでも】

1. 特に困りごとはない
2. 紀の川市内で、駅までのバス路線がなく、利用できない
3. 紀の川市内で、利用したい時間帯にバスが運行されておらず、利用しづらい(具体的に: _____時台)
4. 紀の川市内の駅周辺に、自家用車の駐車場が少ない
5. 紀の川市内の駅周辺に、自転車・自動二輪(原付含む)の駐車場が少ない
6. 紀の川市内で鉄道に乗車後、降りた先(紀の川市外)で、移動する手段(バス等)が不便である
7. その他(_____)

◆ あなたのタクシー利用(地域巡回バスのタクシーを除きます)についてお教えてください。

質問10

タクシーを利用する際の主な外出目的をお教えてください。【〇は1つ】

1. 買物 2. 通院 3. 通勤 4. 通学 5. 娯楽・習い事
6. ほとんど利用しない 7. その他(_____)

質問11

タクシーの利用頻度をお教えてください。【〇は1つ】

1. 休日を含む毎日 2. 平日のみほぼ毎日 3. 週に3~4回 4. 週1~2回
5. 月に2~3回 6. 月に1回以下 7. ほとんど利用しない

質問12

タクシーの利用において、改善してほしい点があれば、ご記入ください。

◆ あなたのバス(路線バス、地域巡回バス、紀の川コミュニティバス)利用についてお教えてください。
なお、以降の質問については、令和3年10月以降の運行状況や利用について、お答えください。**質問13**

紀の川市で運行されているバス(路線バス、地域巡回バス、紀の川コミュニティバス)について、どの程度ご存知ですか。【それぞれ〇は1つ】

A 路線バス(和歌山バス那賀)について

1. ルートもダイヤも知っている 2. ダイヤは知らないが、ルートのみを知っている
3. ルートやダイヤは知らないが、「和歌山バス那賀」は聞いたことがある 4. 全く知らない

B 地域巡回バスについて

1. ルートもダイヤも知っている 2. ダイヤは知らないが、ルートのみを知っている
3. ルートやダイヤは知らないが、「地域巡回バス」は聞いたことがある 4. 全く知らない

C 紀の川コミュニティバスについて

1. ルートもダイヤも知っている 2. ダイヤは知らないが、ルートのみを知っている
3. ルートやダイヤは知らないが、「紀の川コミュニティバス」は聞いたことがある 4. 全く知らない

質問 14 あなたのお住まいの場所からの最寄りのバス停についてお教えてください。

1. 利用しないからわからない
2. 最寄りのバス停名：()バス停，バス停まで徒歩で約()分

質問 15 バスを利用する際の主な外出目的をお教えてください。【〇は1つ】

1. 買物
2. 通院
3. 通勤
4. 通学
5. 娯楽・習い事
6. ほとんど利用しない
7. その他()

質問 16 バス（路線バス、地域巡回バス、紀の川コミュニティバス）を利用される頻度をお教えてください。【それぞれ〇は1つ】**A 路線バス(和歌山バス那賀)について**

1. 休日を含む毎日
2. 平日のみほぼ毎日
3. 週に3～4回
4. 週1～2回
5. 月に2～3回
6. 月に1回以下
7. ほとんど利用しない

B 地域巡回バスについて

1. 休日を含む毎日
2. 平日のみほぼ毎日
3. 週に3～4回
4. 週1～2回
5. 月に2～3回
6. 月に1回以下
7. ほとんど利用しない

C 紀の川コミュニティバスについて

1. 休日を含む毎日
2. 平日のみほぼ毎日
3. 週に3～4回
4. 週1～2回
5. 月に2～3回
6. 月に1回以下
7. ほとんど利用しない

質問 17 紀の川市内でバスを利用しづらい・しない理由は何ですか。【〇はいくつでも】

1. 行きたいところにバスが運行されていない（具体的な目的地：_____）
2. そもそも、ルートやバスのことを知らない
3. 目的地まで時間がかかる
4. 乗り継ぎが不便である（乗り継ぎ方法がわかりにくい、新たな料金が発生する）
5. 自宅から最寄りのバス停が遠い
6. 目的地からバス停が遠い（具体的な目的地：_____）
7. 運行本数が少ない
8. バスの運賃が高い
9. バス待ちしやすいバス停になっていない
10. 他の交通手段の方が楽である
11. タクシーを利用している
12. 徒歩や自転車などで移動できる
13. その他(_____)

質問 18 紀の川市が運行する地域巡回バスは、令和3年10月に路線及びダイヤの見直しを行いました。この見直しについて、あてはまるものをお教えてください。【〇は2つまで】

1. 令和3年10月以降、利用していないからわからない。
2. 目的地に行きやすくなった。（具体的な目的地：_____）
3. 利用しやすい時間に運行されるようになった。
4. 目的地に行きにくくなった。（具体的な目的地：_____）
5. 利用しにくい時間に運行されるようになった。
6. 変わらない
7. その他(_____)

◆ 紀の川市の地域公共交通のあり方について、ご意見をお教えてください

質問 19 今後（5年後程度）、あなたのバスの利用はどのようになると思いますか。【〇は1つ】

1. 今後も変わらず、利用しないと思う
2. 今はバスを利用していないが、年齢を重ねるにつれ、バスを利用することが多くなると思う
3. 今もバスを利用しており、今後も同じ頻度でバスを利用すると思う
4. 今もバスを利用しており、年齢を重ねるにつれ、バスを利用することが多くなると思う
5. 今はバスを利用しているが、今後はバスを利用することが少なくなると思う

質問 20 お近くのバス路線が廃止された場合、お困りになりますか。『困る』と回答された方は、代替りの手段について、お教えてください。【〇は1つ】

1. 利用しない、利用する予定もないので困らない

2. あまり利用していないが、廃止されると困る。

3. 自分が利用しているので、困る。

4. 家族が利用しているので、困る。

⇒ 代替りの手段は？ 1. ない

2. 自家用車(自分で運転) 3. 自家用車(自分以外が運転) 4. タクシー

5. 自転車 6. バイク・原付 7. その他()

質問 21

現在、紀の川市では、みなさまの移動手段となる地域公共交通（バス路線）を維持するため、年間約1億円の財政支援をしています。人口の減少、自家用車の普及などにより、バス利用者は年々減少しており、バスのサービスを維持していくことは、今後ますます厳しくなることが予想されます。そのため、みなさまとともに様々な工夫をしながら、サービスの持続を目指していく必要があります。あなたのご自宅近くで運行される地域巡回バスについて、どのようなものがよいと思いますか。【〇はいくつでも】

1. 今より運行本数が1日1往復程度増えるなら、運賃が100円程度高くなっても構わない。
2. 今より運行本数が1日1往復程度増えるなら、予約した時のみ運行されるサービスになっても構わない。
3. 今より自宅の近くから利用できるなら、運賃が100円程度高くなっても構わない。
4. 今より自宅の近くから利用できるなら、予約した時のみ運行されるサービスになっても構わない。
5. 今より行先の選択肢が増えるなら、運賃が100円程度高くなっても構わない。
6. 今より行先の選択肢が増えるなら、予約した時のみ運行されるサービスになっても構わない。
7. 今より運賃が50円程度安くなるなら、運行本数が1日1往復程度減っても構わない。
8. 今より運賃が50円程度安くなるなら、目的地まで乗り継ぎが増える可能性があっても構わない。
9. 今のままでよい。 10. 分からない。
11. その他()

質問 22

日常生活において、市内や他市へ移動するにあたって、困っていることや、公共交通に求める改善点があれば、ご記入ください。

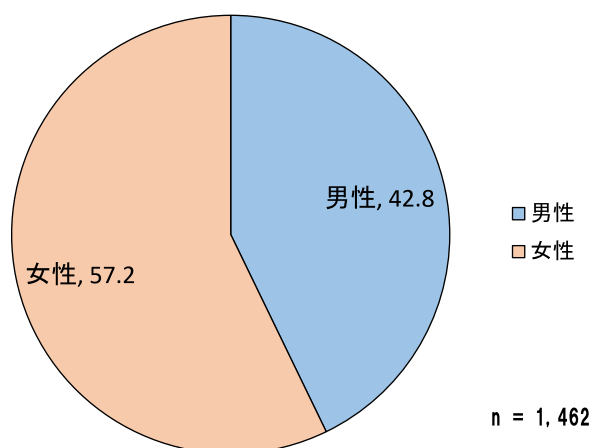
.....

.....

1.1 回答者属性

(1) 性別

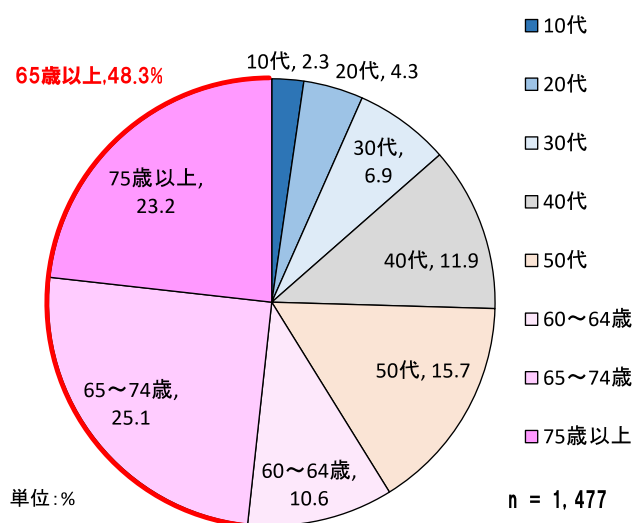
回答者の性別は、女性が約6割を占めています。



※ 「回答しない」、不明・未回答、複数回答された回答を除く割合
図. 性別

(2) 年齢

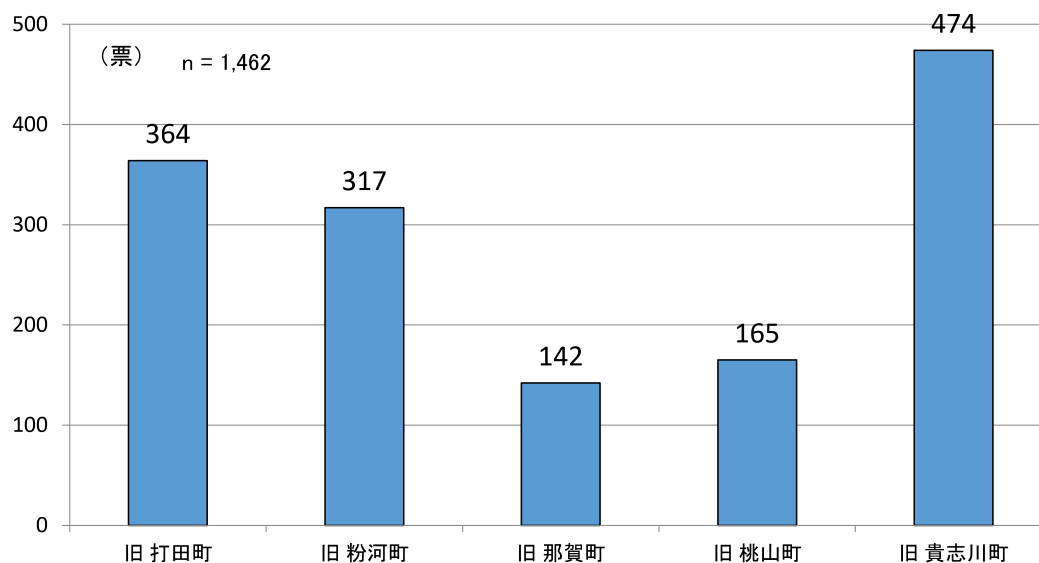
回答者の年齢は、65歳以上が約5割を占めています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合
図. 年齢

(3) 居住地

各地域における回収状況は下記のとおりとなっています。



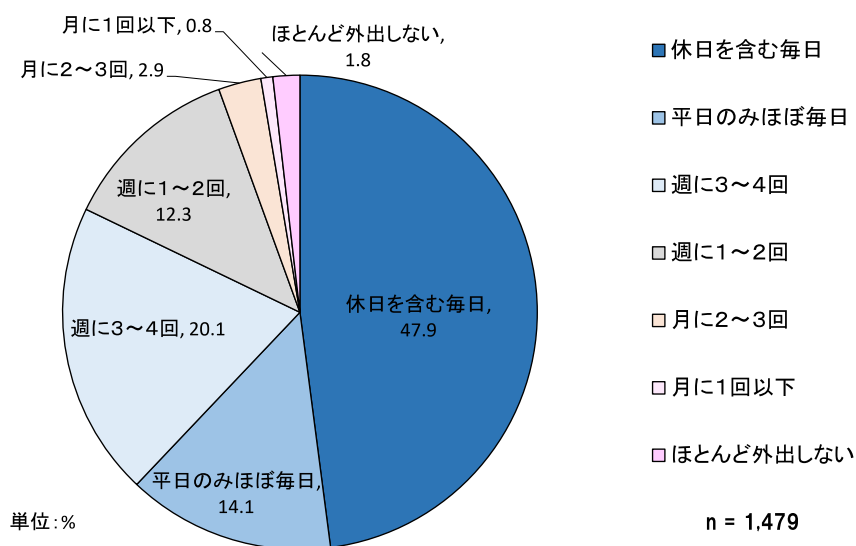
※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 地域別の回収状況

1.2 外出状況

(1) 外出頻度

外出頻度については、約5割が休日を含む毎日外出しています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

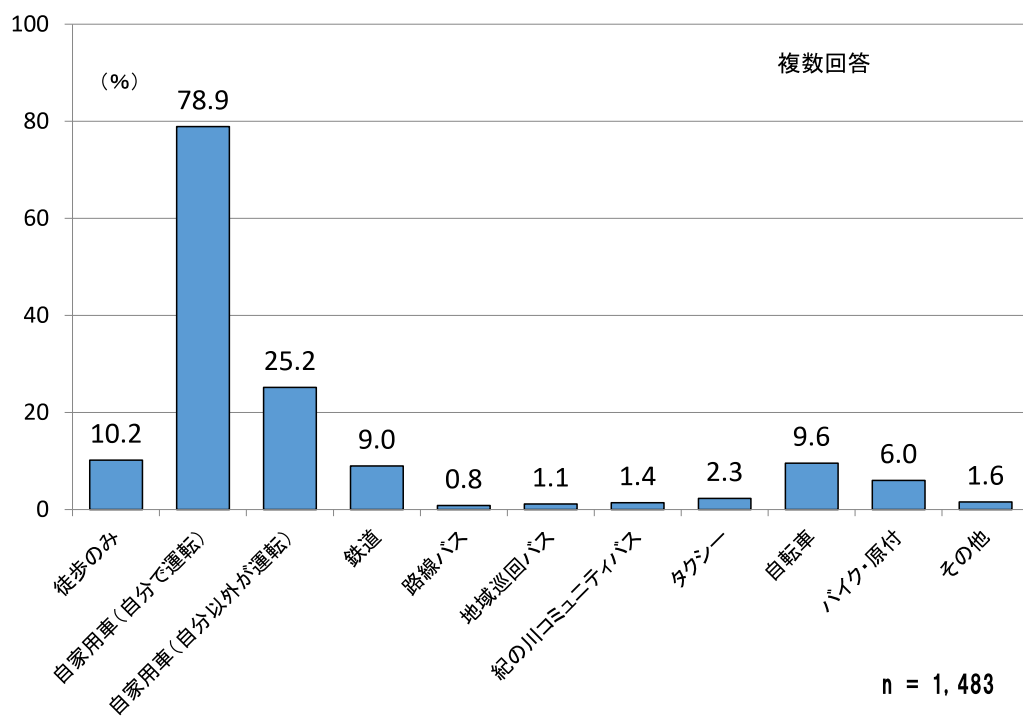
図. 外出目的

(2) 外出手段

外出手段については、約 8 割が自家用車を自分で運転しています。また、自家用車を自分以外が運転する割合が約 25%以上を占めています。

地域別にみると、旧 桃山町では、他の地域に比べ、鉄道の利用割合が低く、地域巡回バスや紀の川コミュニティバスの利用割合が高くなっています。

年齢別にみると、10 代、20 代では自転車とともに鉄道の利用割合が高くなっています。また、75 歳以上でも、約 6 割が自家用車を自分で運転しています。



※ 不明・未回答を除く割合

図. 外出手段

表. 外出手段（地域別）

	徒歩のみ	自家用車（自分で運転）	自家用車（自分以外が運転）	鉄道	路線バス	地域巡回バス	紀の川コミュニティバス	タクシー	自転車	バイク・原付	その他	
旧 打田町	11.8	81.5	23.1	9.4	0.8	0.8	0.8	3.6	11.8	5.8	0.8	n = 363
旧 粉河町	9.3	78.9	24.9	8.6	0.6	0.6	0.3	2.2	8.3	4.2	2.2	n = 313
旧 那賀町	10.6	76.8	24.6	9.9	1.4	0.0	1.4	2.8	7.7	2.8	2.8	n = 142
旧 桃山町	9.8	76.8	20.7	2.4	0.0	3.7	4.3	2.4	8.5	4.9	1.8	n = 164
旧 貴志川町	9.9	78.0	28.8	11.0	1.1	1.1	1.3	1.1	10.1	8.9	1.3	n = 473
紀の川市 計	10.2	78.9	25.2	9.0	0.8	1.1	1.4	2.3	9.6	6.0	1.6	n = 1,483

※ 不明・未回答を除く割合 / 「紀の川市 計」には、居住地不明を含む

表. 外出手段（年齢別）

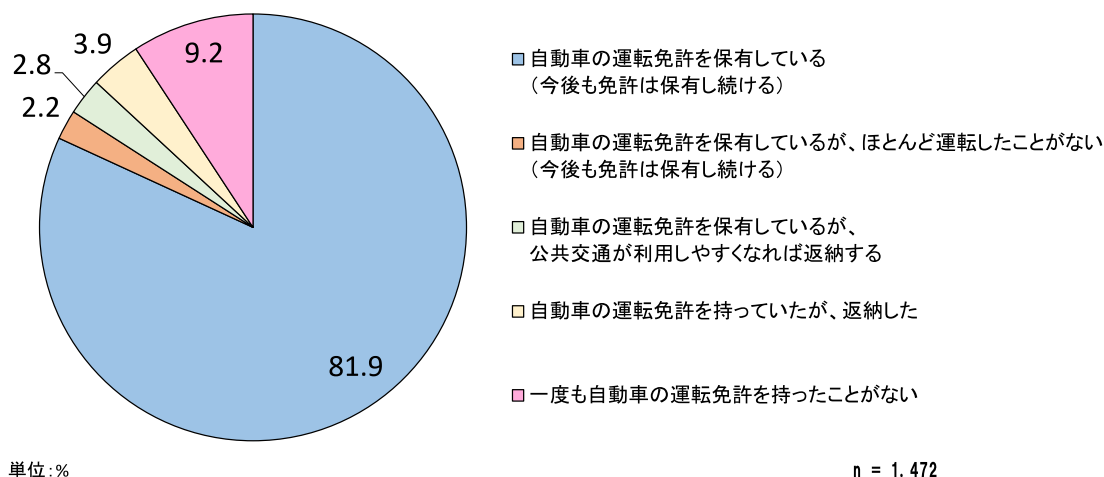
	徒歩のみ	自家用車（自分で運転）	自家用車（自分以外が運転）	鉄道	路線バス	地域巡回バス	紀の川コミュニティバス	タクシー	自転車	バイク・原付	その他	
10代、20代	14.3	53.1	33.7	29.6	4.1	0.0	0.0	1.0	30.6	10.2	2.0	n = 98
30代、40代	4.7	89.2	21.2	9.4	0.7	0.4	1.4	0.0	7.2	2.2	1.8	n = 278
50歳～64歳	6.7	92.8	20.8	6.9	0.5	0.5	0.3	0.8	5.7	4.6	0.0	n = 389
65歳～74歳	11.4	82.7	24.4	7.6	0.5	1.1	1.1	1.9	8.4	8.4	0.5	n = 369
75歳以上	16.5	57.9	32.1	6.5	0.6	2.9	3.5	6.5	10.9	7.1	3.8	n = 340
紀の川市 計	10.2	78.9	25.2	9.0	0.8	1.1	1.4	2.3	9.6	6.0	1.6	n = 1,483

※ 不明・未回答を除く割合 / 「紀の川市 計」には、年齢不明を含む

(3) 免許保有

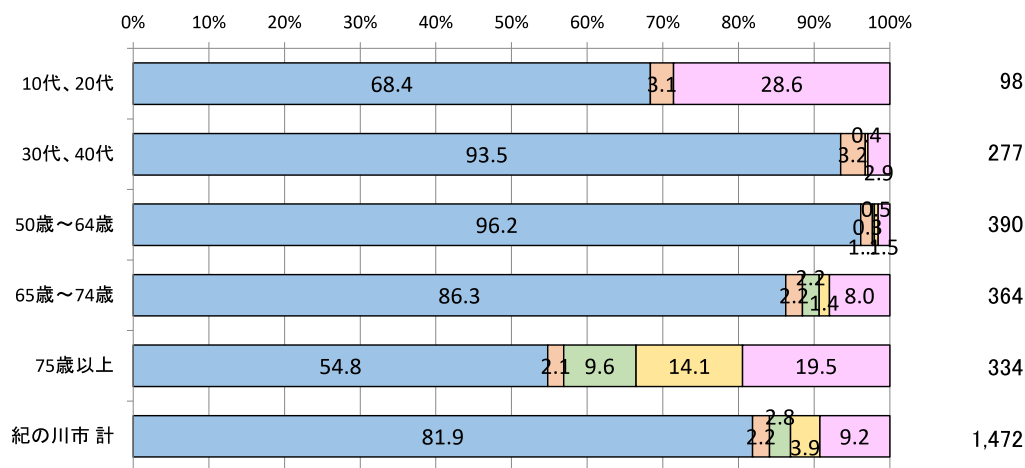
免許保有については、8割以上が自動車の運転免許を保有し、かつ、今後も免許を保有し続ける意向を示しています。

年齢別にみると、75歳以上で、すでに返納した回答者や返納意向を持つ回答者の割合が高くなっています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 免許保有の状況



※「紀の川市計」には、年齢不明を含む

- 自動車の運転免許を保有している (今後も免許は保有し続ける)
- 自動車の運転免許を保有しているが、ほとんど運転したことがない (今後も免許は保有し続ける)
- 自動車の運転免許を保有しているが、公共交通が利用しやすくなれば返納する
- 自動車の運転免許を持っていたが、返納した
- 一度も自動車の運転免許を持ったことがない

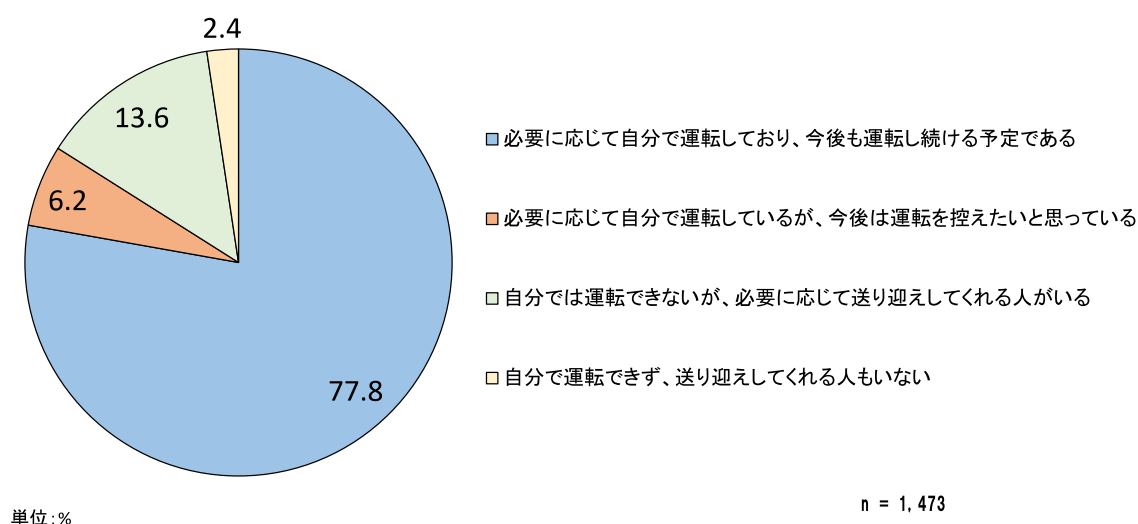
※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 免許保有の状況 (年齢別)

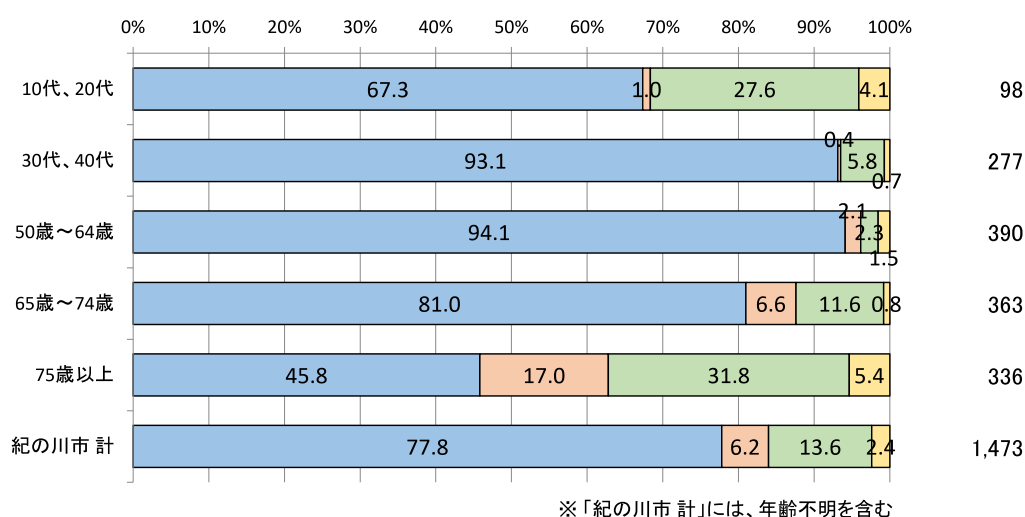
(4) 自動車の利用

自動車の利用については、約8割が今後も運転し続ける予定であると回答しています。

年齢別にみると、75歳以上で、今後運転を控えたいと思っている回答者が約2割を占めています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合
図. 自動車の利用



- 必要に応じて自分で運転しており、今後も運転し続ける予定である
- 必要に応じて自分で運転しているが、今後は運転を控えたいと思っている
- 自分では運転できないが、必要に応じて送り迎えしてくれる人がいる
- 自分で運転できず、送り迎えしてくれる人もいない

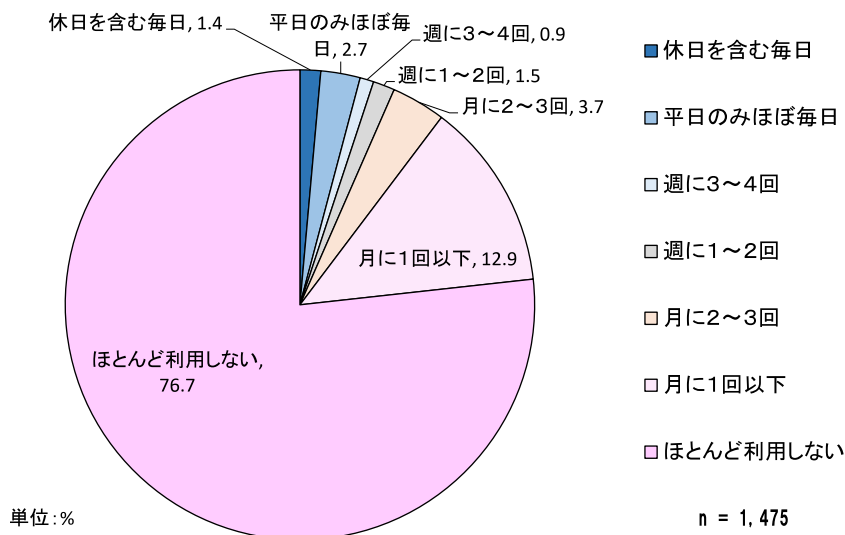
※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合
図. 自動車の利用（年齢別）

1.3 鉄道利用

(1) 鉄道の利用頻度

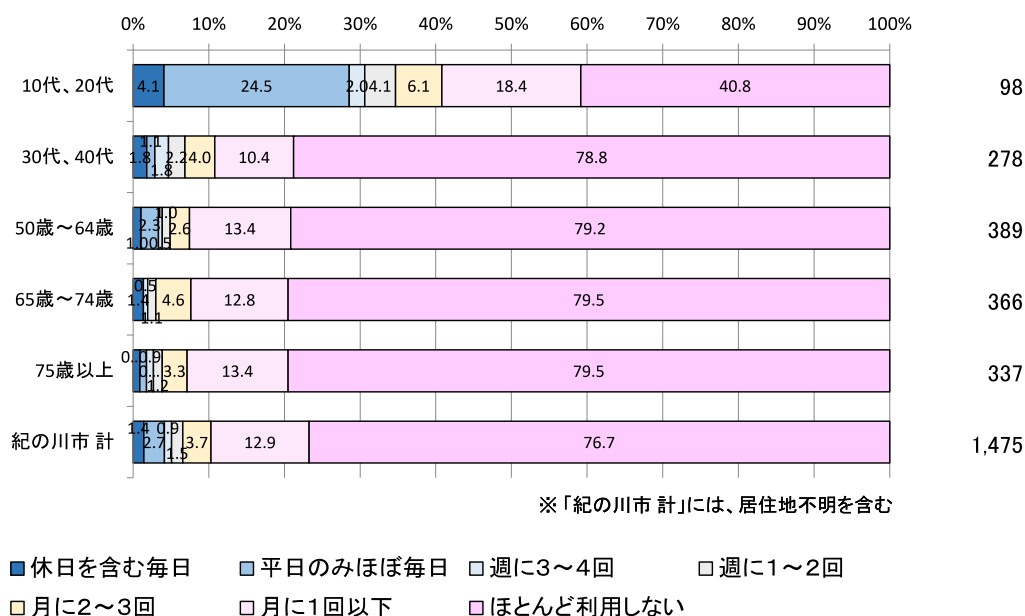
鉄道の利用については、約8割の回答者がほとんど利用していません。

年齢別にみると、10代、20代では平日のみほぼ毎日利用する回答者が約25%を占めています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 鉄道の利用頻度

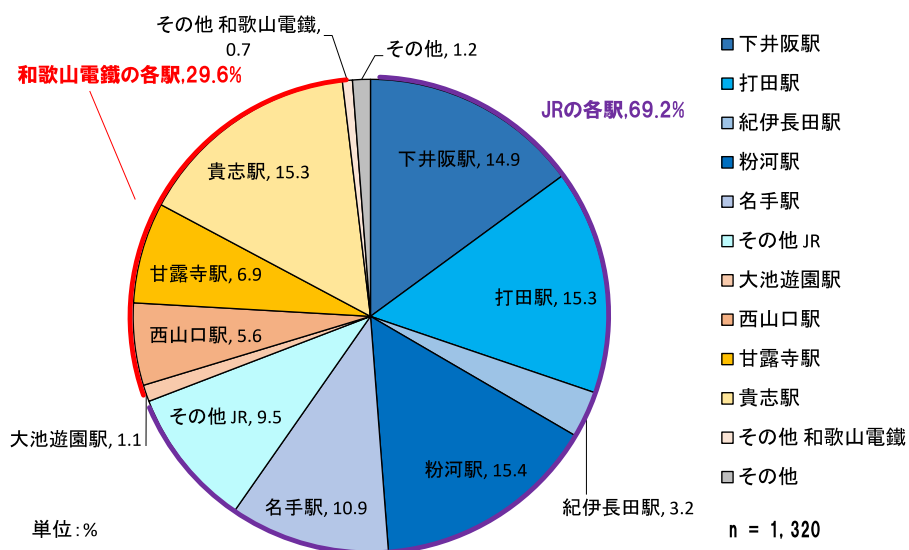


※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 鉄道の利用頻度（年齢別）

(2) よく利用する鉄道駅

利用する鉄道駅については、JRの各駅が約7割、和歌山電鐵の各駅が約3割となっています。

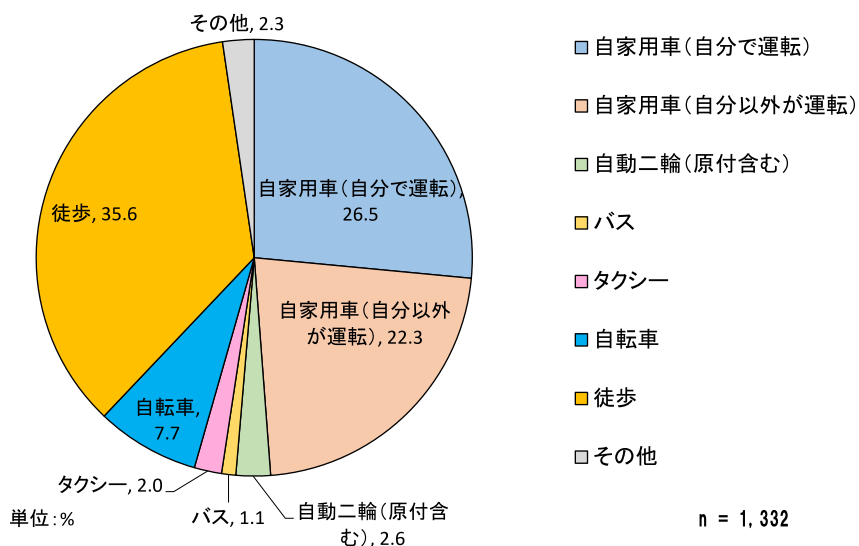


※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 利用する鉄道駅

(3) 鉄道駅までの移動手段

鉄道駅までの移動手段について、回答者の約36%が徒歩で移動しています。また、約27%が自動車を自分で運転することで鉄道駅までアクセスしています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

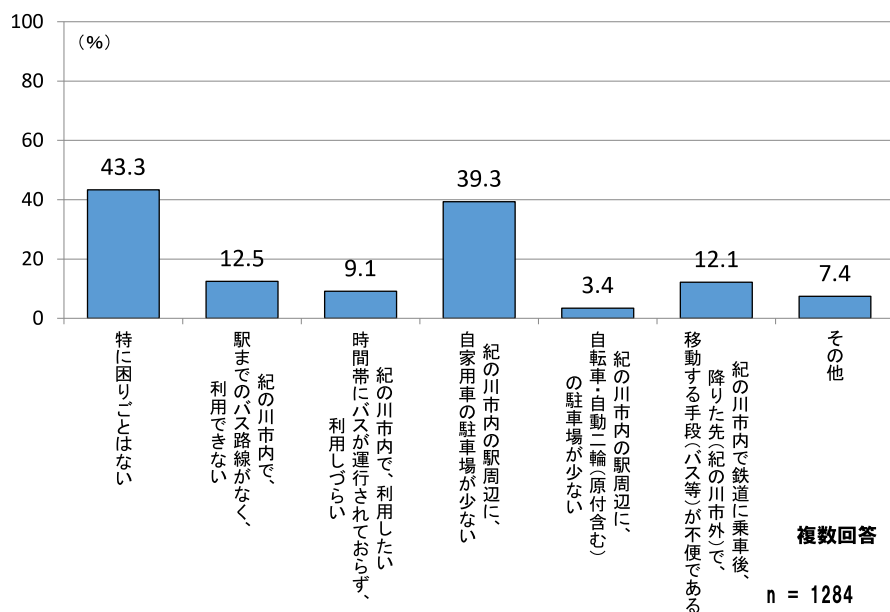
図. 鉄道駅までの移動手段

(4) 鉄道利用に関する困りごと

鉄道利用に関する困りごとがない回答者が約43%を占めています。

困りごとについては、紀の川市内の駅周辺に自転車・自動二輪（原付含む）の駐車場がないことが最も多く挙げられています。

地域別にみると、旧 桃山町では、「紀の川市内で、駅までのバス路線がなく、利用できない」や「紀の川市内で、利用したい時間帯にバスが運行されておらず、利用しづらい」との意見が多くなっています。



※ 不明・未回答を除く割合

図. 鉄道利用に関する困りごと

表. 鉄道利用に関する困りごと（地域別）

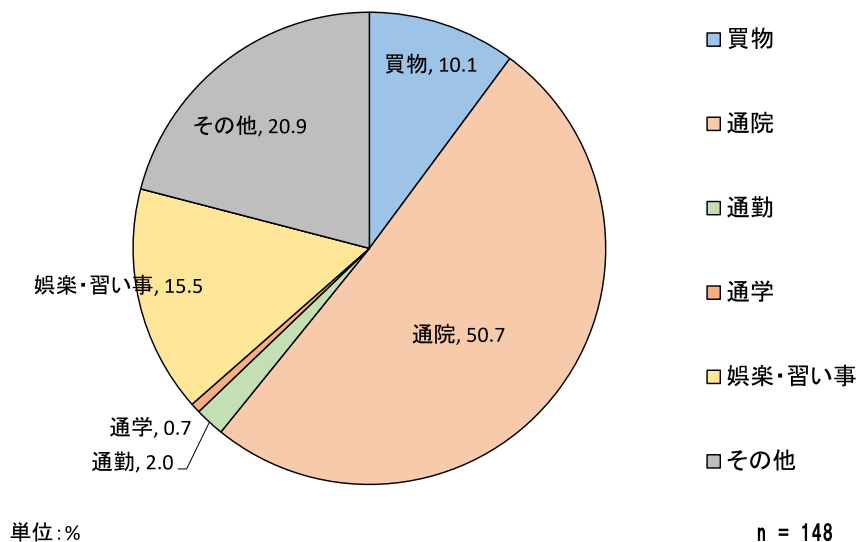
	特に困りごとはない	紀の川市内で、 駅までのバス路線がなく、 利用できない	紀の川市内で、利用したい 時間帯にバスが運行されておらず、 利用しづらい	紀の川市内の駅周辺に、 自家用車の駐車場が少ない	紀の川市内の駅周辺に、 自転車・自動二輪（原付含む） の駐車場が少ない	紀の川市内で鉄道に乗車後、 降りた先（紀の川市外）で、 移動する手段（バス等）が不便である	その他	
旧 打田町	48.6	12.2	6.3	37.9	4.1	10.3	6.3	n = 319
旧 粉河町	39.3	12.7	10.5	41.2	4.9	12.7	7.1	n = 267
旧 那賀町	45.3	13.3	7.0	36.7	2.3	14.1	10.9	n = 128
旧 桃山町	25.9	20.0	17.0	44.4	3.0	13.3	9.6	n = 135
旧 貴志川町	46.0	9.5	8.0	39.7	2.4	12.2	6.6	n = 411
紀の川市 計	43.3	12.5	9.1	39.3	3.4	12.1	7.4	n = 1,284

※ 不明・未回答を除く割合

1.4 一般タクシーの利用

(1) タクシーの利用目的

タクシーの利用目的については、通院を目的としてタクシーを利用する回答者の割合が最も高くなっています。

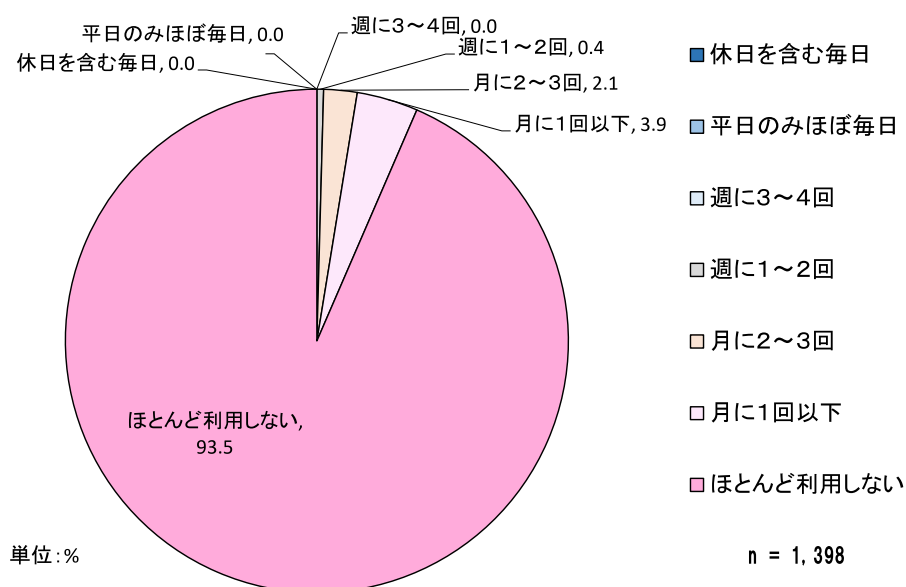


※ 「ほとんど利用しない」、不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. タクシーの利用目的

(2) タクシーの利用頻度

タクシーをほとんど利用しない回答者が約9割を占めています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

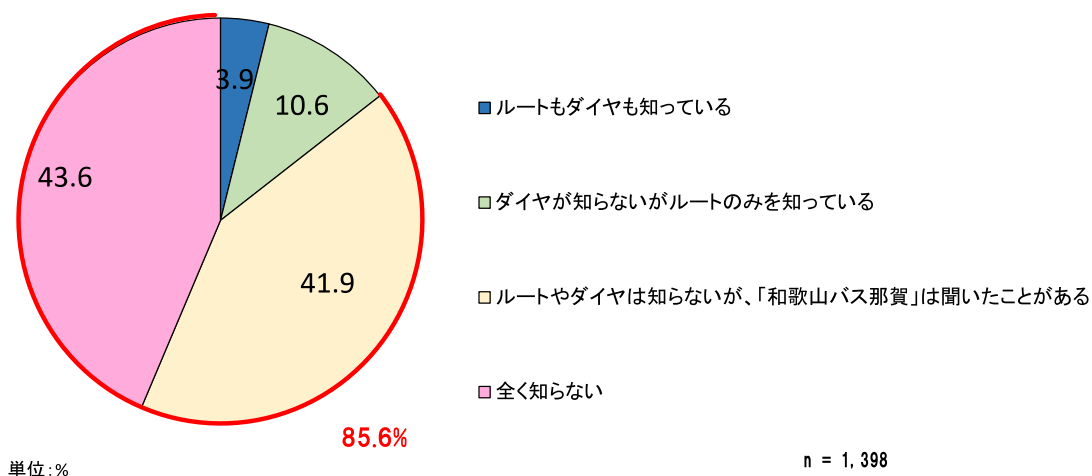
図. タクシーの利用頻度

1.5 バスの利用

(1) 認知度

① 路線バス（和歌山バス那賀）

路線バス（和歌山バス那賀）については、全く知らない回答者と合わせ、ルートやダイヤを知らない回答者が約86%となっています。

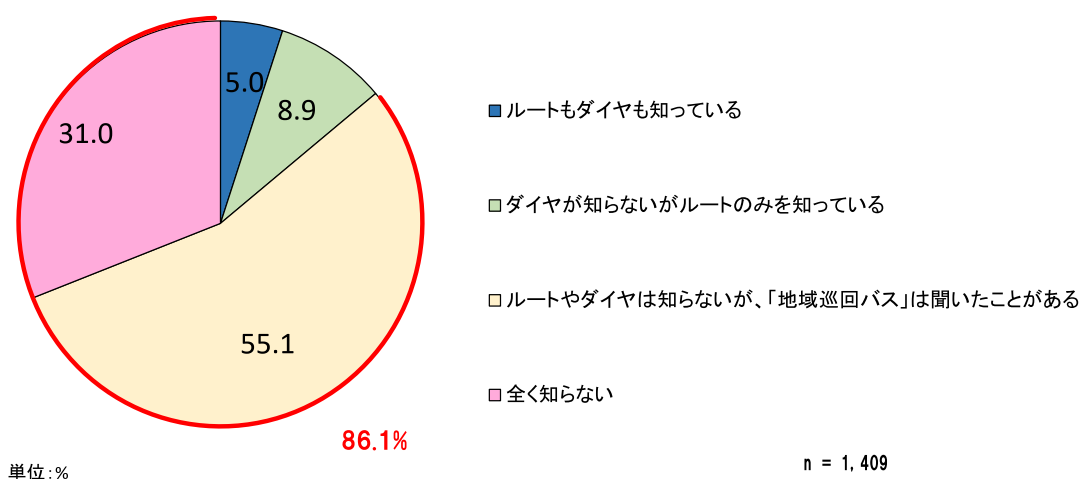


※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 路線バス（和歌山バス那賀）の認知度

② 地域巡回バス

地域巡回バスについては、全く知らない回答者と合わせ、ルートやダイヤを知らない回答者が約86%となっています。

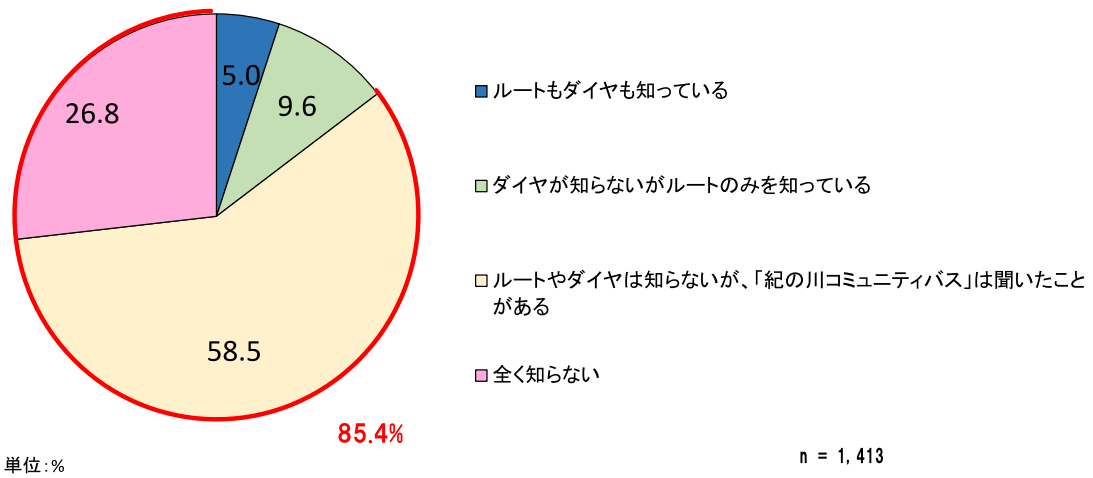


※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 地域巡回バスの認知度

③ 紀の川コミュニティバス

紀の川コミュニティバスについては、全く知らない回答者と合わせ、ルートやダイヤを知らない回答者が約 85%となっています。



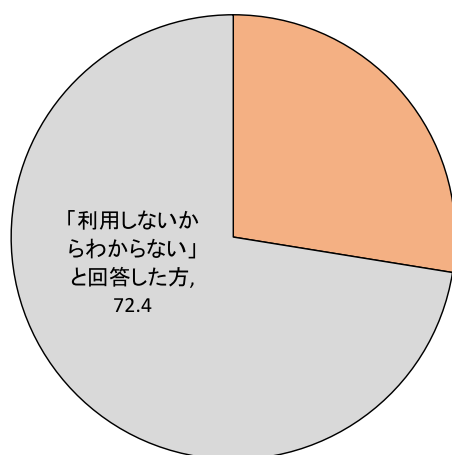
※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 紀の川コミュニティバスの認知度

(2) 最寄り停留所

自宅から最寄りの停留所について、利用しないからわからないとの回答が約72%を占めています。

最寄りバス停をわかっている方については、歩いて5分未満に停留所があるとする回答者が約33%を占めています。一方、最寄りバス停まで15分以上を要する回答者が約14%となっています。

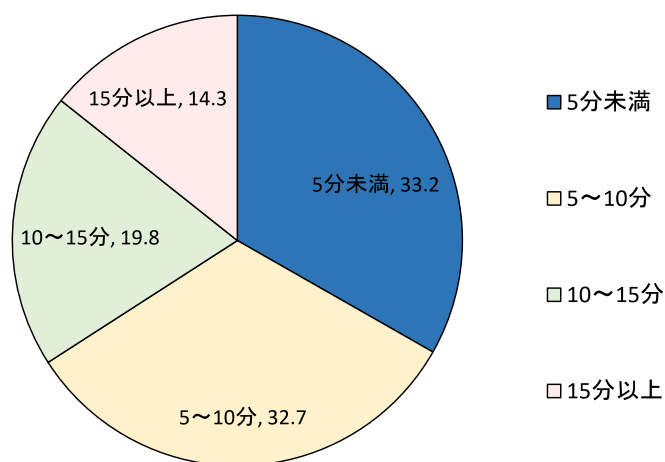


単位:%

n = 1,372

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 最寄り停留所の認知状況



単位:%

n = 349

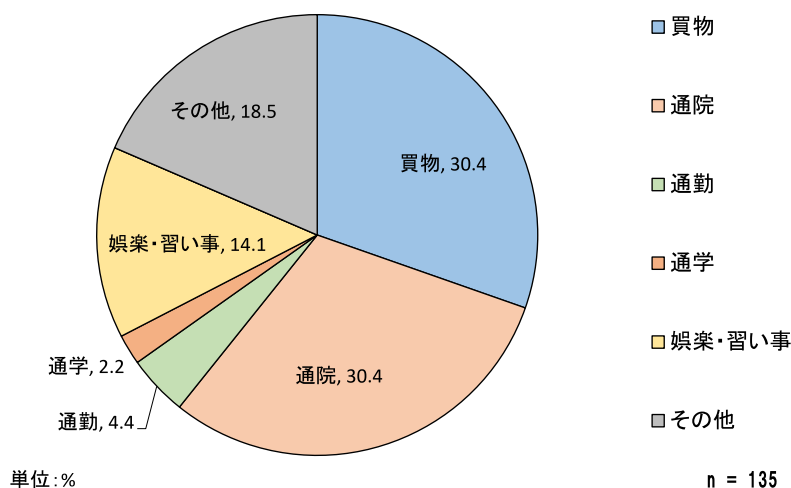
※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 最寄り停留所の位置

(3) バスの利用目的

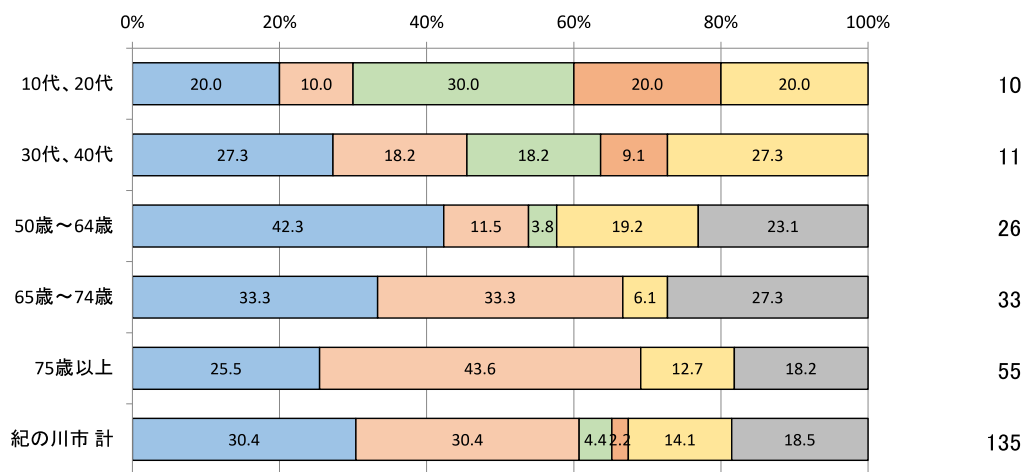
バスを利用する回答者の中では、買物や通院を目的としてバスを利用する回答者の割合が高くなっています。

年齢別にみると、75歳以上では、4割以上が通院目的と利用となっています。



※ 「ほとんど利用しない」、不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. バスの利用目的



※「紀の川市計」には、年齢不明を含む

■ 買物 ■ 通院 ■ 通勤 ■ 通学 ■ 娯楽・習い事 ■ その他

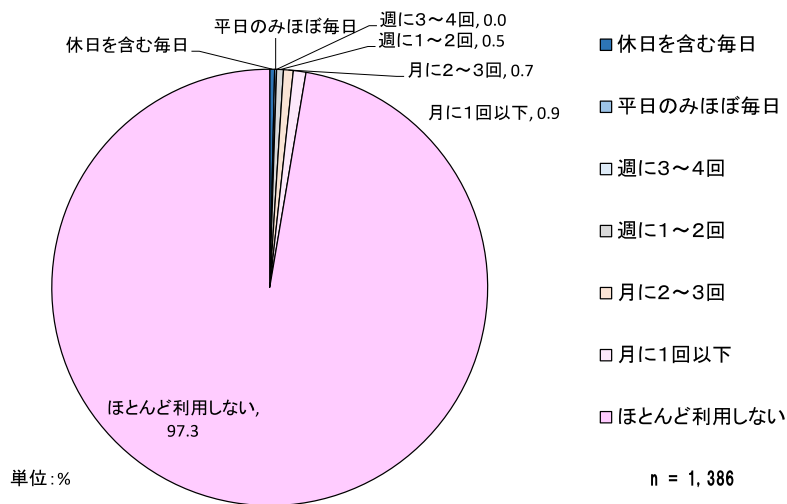
※ 「ほとんど利用しない」、不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. バスの利用目的（年齢別）

(4) バスの利用頻度

① 路線バス（和歌山バス那賀）

路線バス（和歌山バス那賀）については、ほとんど利用しない回答者が約97%となっています。

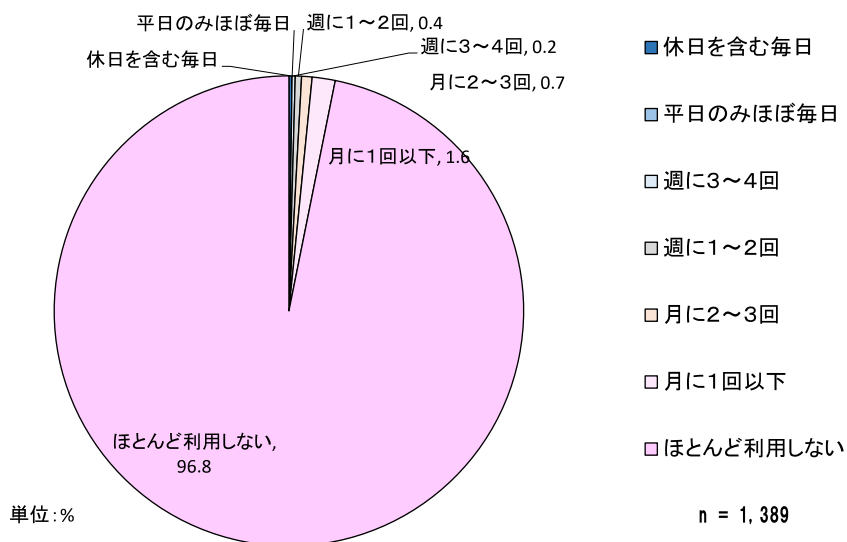


※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 路線バス（和歌山バス那賀）の利用頻度

② 地域巡回バス

地域巡回バスについては、ほとんど利用しない回答者が約97%となっています。

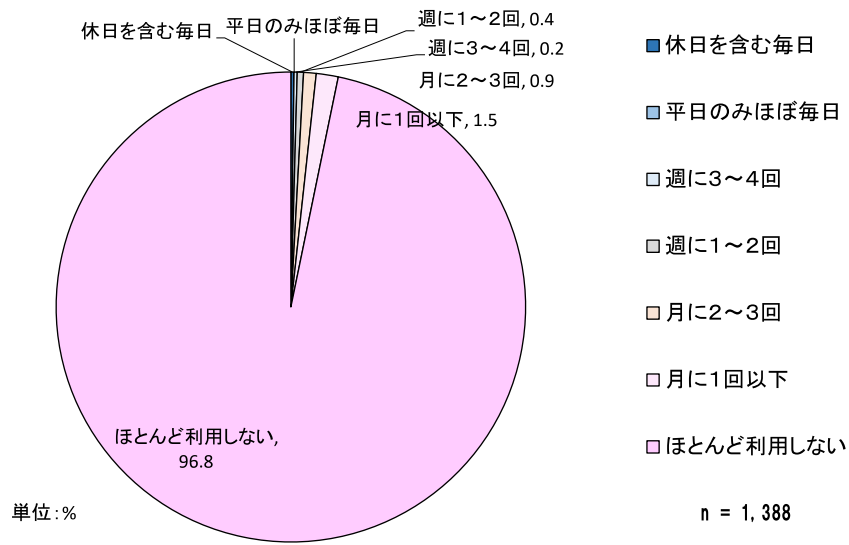


※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 地域巡回バスの利用頻度

③ 紀の川コミュニティバス

紀の川コミュニティバスについては、ほとんど利用しない回答者が約97%となっています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

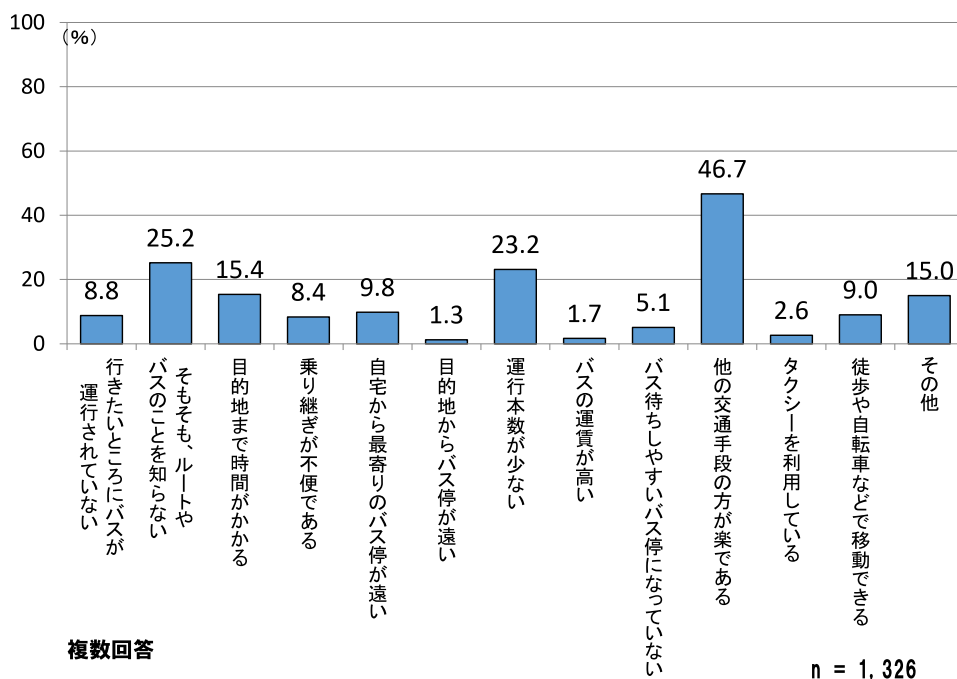
図. 紀の川コミュニティバスの利用頻度

(4) バスを利用しづらい・しない理由

バスを利用しづらい・しない理由として、回答者の約 47%は「他の交通手段の方が楽である」ことを理由に挙げています。

一方、「そもそも、ルートやバスのことを知らない」ことを、バスを利用しない理由としている回答者も約 25%存在しています。

地域別のみると、旧 桃山町で「目的地まで時間がかかる」こと、「運行本数が少ない」など、バスに対する不満の割合が高くなっています。



※ 不明・未回答を除く割合

図. バスを利用しづらい・しない理由

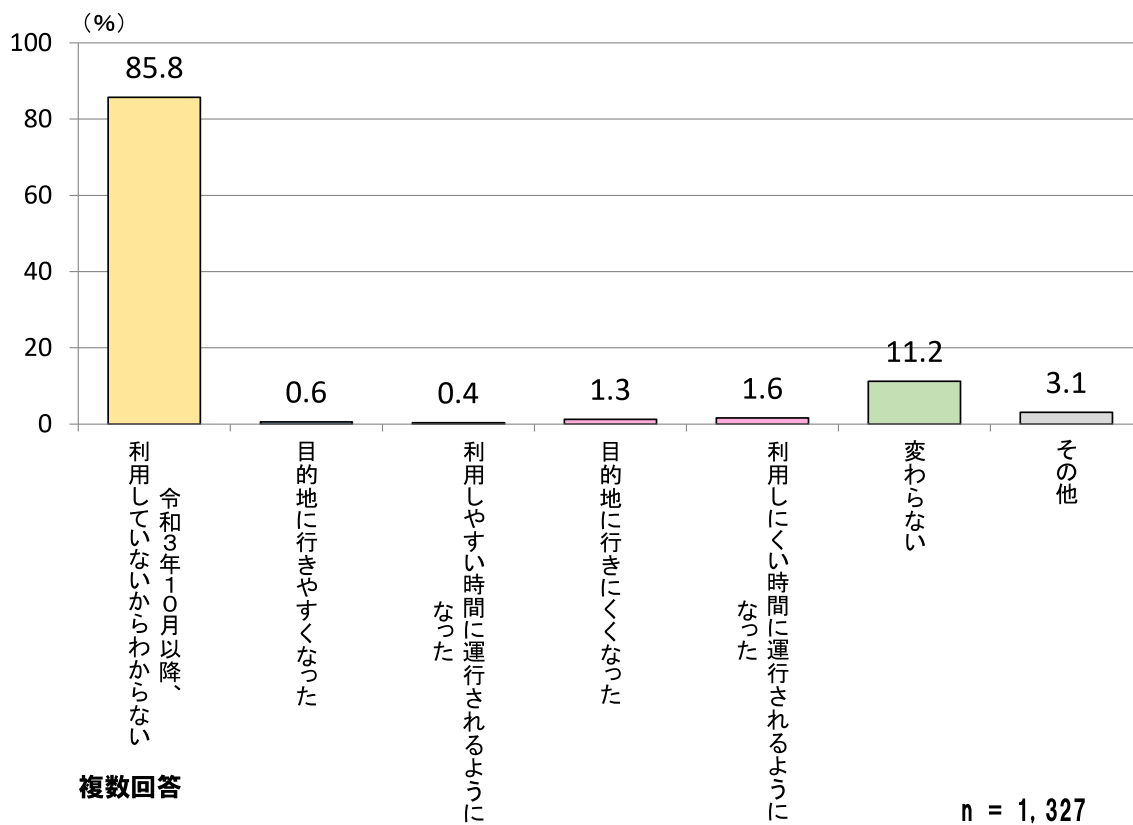
表. バスを利用しづらい・しない理由（地域別）

	行きたいところにバスが運行されていない	そもそも、ルートやバスのことを知らない	目的地まで時間がかかる	乗り継ぎが不便である	自宅から最寄りのバス停が遠い	目的地からバス停が遠い	運行本数が少ない	バスの運賃が高い	バス待ちしやすいバス停になっていない	他の交通手段の方が楽である	タクシーを利用している	徒歩や自転車などで移動できる	その他
旧 打田町	5.2	27.7	10.2	5.5	10.5	0.9	19.1	2.5	6.8	50.5	3.7	11.7	13.5
旧 粉河町	9.5	21.5	14.8	7.7	9.9	1.4	24.3	2.1	3.2	43.3	1.4	10.6	15.8
旧 那賀町	9.4	23.4	14.1	5.5	13.3	1.6	25.0	1.6	2.3	47.7	2.3	7.0	14.1
旧 桃山町	16.3	19.7	21.1	12.2	16.3	2.7	34.0	1.4	7.5	39.5	5.4	6.1	17.7
旧 貴志川町	8.1	28.2	18.9	10.3	6.2	1.0	21.1	0.7	5.0	47.6	1.9	8.1	15.1
紀の川市 計	8.8	25.2	15.4	8.4	9.8	1.3	23.2	1.7	5.1	46.7	2.6	9.0	15.0

※ 不明・未回答を除く割合

(5) 路線及びダイヤの見直しについて

紀の川市が運行する地域巡回バスの令和3年10月に実施した路線及びダイヤの見直しについて、「わからない」回答者のほか、変わらないとする回答が多くなっています。



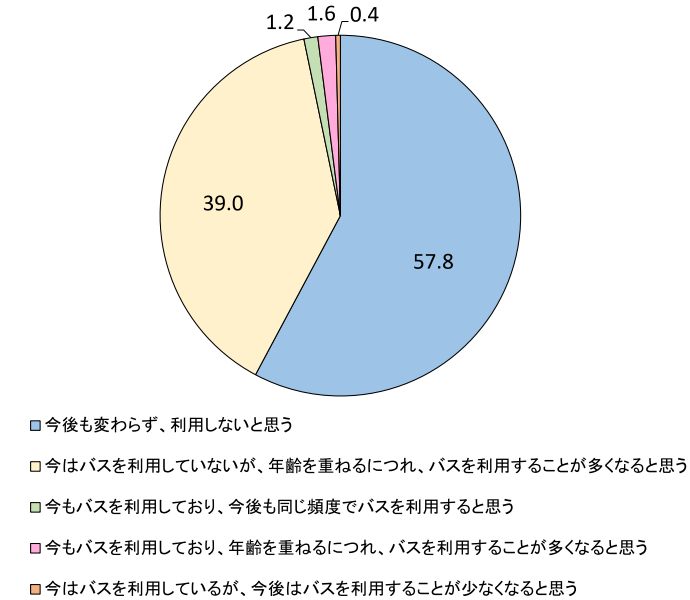
※ 不明・未回答を除く割合

図. 路線及びダイヤの見直しに関する評価

1.6 地域公共交通のあり方

(1) 5年後のバス利用

5年後のバス利用のイメージについて、今後も変わらず、利用しないと考える回答者が約58%を占めています。一方、今はバスを利用していないが、年齢を重ねるにつれ、バスを利用することが多くなると考える回答者も約39%となっており、年齢が高くなるほど、その傾向が強くなっています。

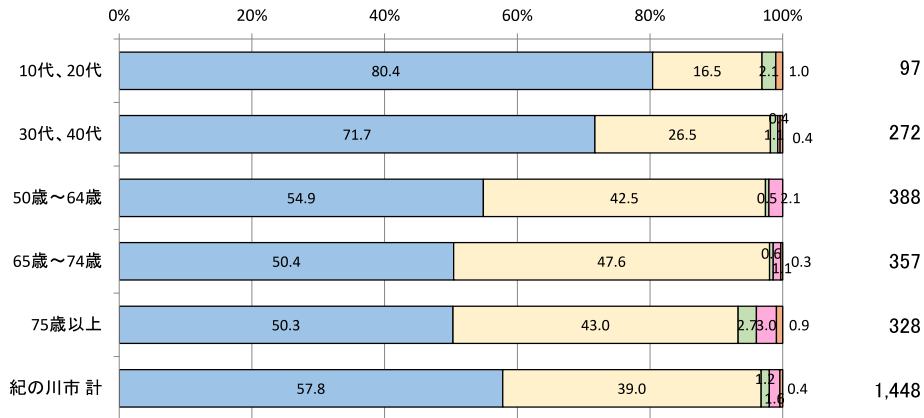


単位: %

n = 1,448

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 5年後の移動イメージ



※ 「紀の川市計」には、年齢不明を含む

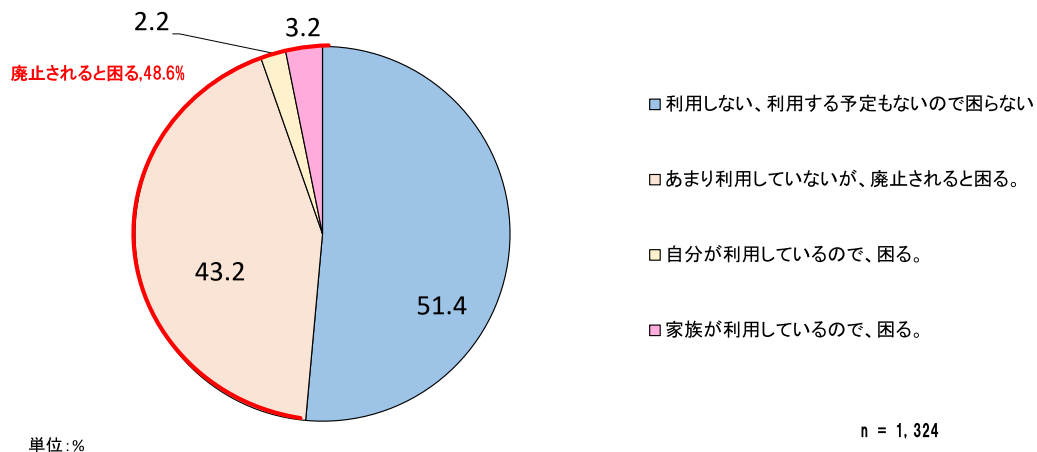
- 今後も変わらず、利用しないと思う
- 今はバスを利用していないが、年齢を重ねるにつれ、バスを利用することが多くなると思う
- 今もバスを利用しており、今後も同じ頻度でバスを利用すると思う
- 今もバスを利用しており、年齢を重ねるにつれ、バスを利用することが多くなると思う
- 今はバスを利用しているが、今後はバスを利用することが少なくなると思う

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 5年後の移動イメージ (年齢別)

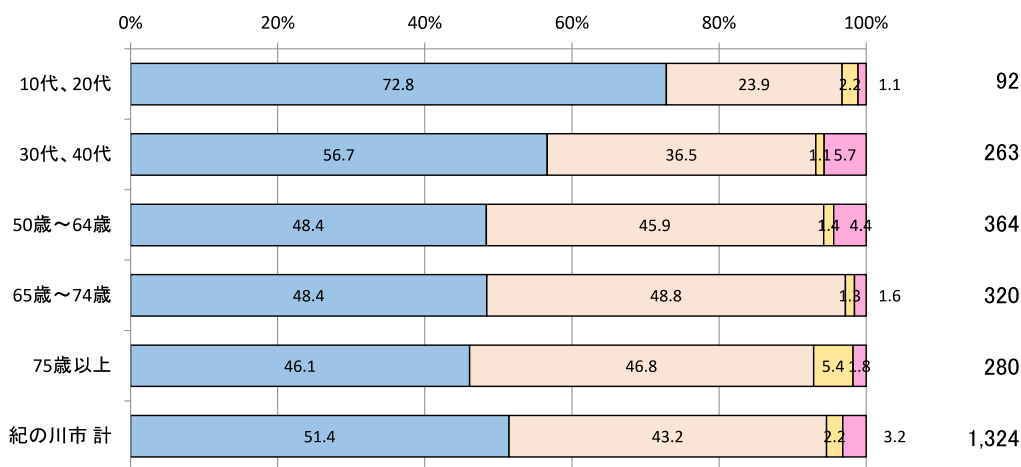
(2) バスが廃止された場合の影響

利用の有無にかかわらず、バス路線が廃止された場合、回答者の約 48%が困ると回答しています。特に、75 歳以上では、約 5%の回答者が「自分が利用しているのに、困る」と回答しています。バスが廃止された場合、回答者の約 12%が変わりの手段がないと回答しています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. バスが廃止された場合の影響

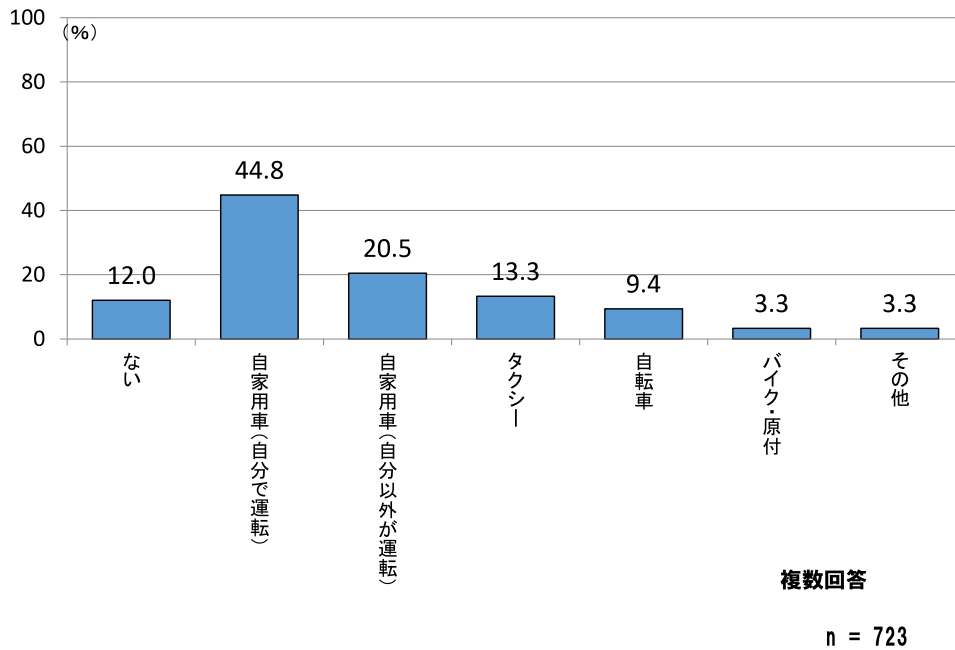


※「紀の川市計」には、年齢不明を含む

- 利用しない、利用する予定もないので困らない
- あまり利用していないが、廃止されると困る。
- 自分が利用しているのに、困る。
- 家族が利用しているのに、困る。

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. バスが廃止された場合の影響（年齢別）

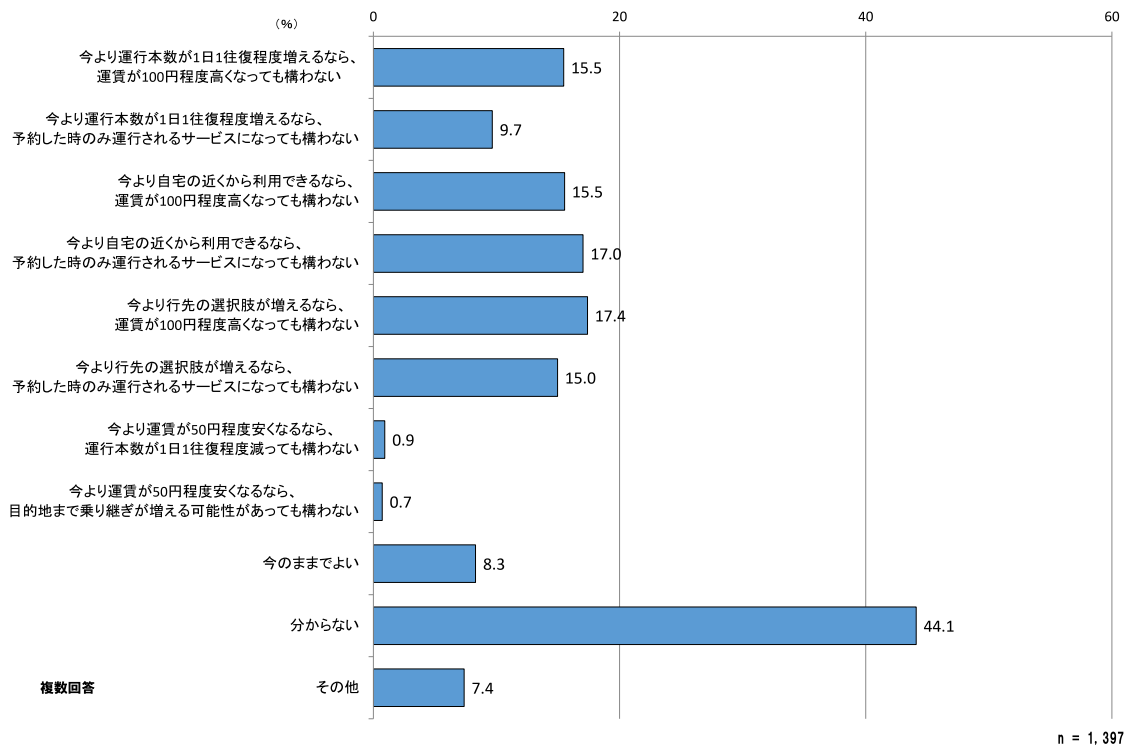


※ 不明・未回答を除く割合

図. バスが廃止された場合の代替手段

(3) 地域巡回バスのあり方

地域巡回バスのあり方について、運賃の見直し、予約した時のみ運行されるサービスへの転換など、意見が分かれています。



※ 不明・未回答を除く割合

図. 地域巡回バスのあり方

移動に関するアンケート調査（バス利用者の方へ）

◆ はじめに、あなたご自身のことについて、お教えてください。

質問1 あなたの性別・年齢をお教えてください。【それぞれ〇は1つ】

- 性別 ⇒ 1. 男性 2. 女性 3. 回答しない
- 年齢 ⇒ 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代
 6. 60～64歳 7. 65～74歳 8. 75歳以上
- 免許保有 ⇒ 1. 免許を保有している 2. 保有していない（返納した） 3. 一度も保有していない

質問2 あなたのお住まいの場所と最寄りのバス停についてお教えてください。

お住まいの郵便番号 - 〇〇町、〇〇3丁目など もしくは()市 ()

最寄りのバス停名：()バス停，バス停まで徒歩で約()分

質問3 ふだんの自動車の利用状況をお教えてください。【〇は1つ】

1. 必要に応じて自分で運転しており、今後も運転し続ける予定である
2. 必要に応じて自分で運転しているが、今後は運転を控えたいと思っている
3. 自分では運転できないが、必要に応じて送り迎えしてくれる人がいる
4. 自分で運転できず、送り迎えしてくれる人もいない

◆ 本日（調査票を受け取られた日）のバス利用について、お教えてください。

質問4 本日（調査票を受け取られた日）のバスの主な利用目的をお教えてください。【〇は1つ】

1. 通勤 2. 通学 3. 買い物 4. 通院 5. 娯楽・飲食等
6. 習い事・塾等 7. スポーツ 8. その他()

質問5 本日（調査票を受け取られた日）のバスの利用区間をお教えてください。

記入いただく名称の例：自宅、〇〇支所、那賀病院、オーストリート、紀の川市〇〇など
(施設名でも、地名でも可)

○. どこから () ～ どこまで ()

質問6 本日（調査票を受け取られた日）に利用されたバスの利用頻度をお教えてください。【〇は1つ】

1. 休日を含む毎日 2. 平日のみほぼ毎日 3. 週に3～4回 4. 週1～2回
5. 月に2～3回 6. 月に1回以下 7. ほとんど利用しない

◆ 次にふだんのバス利用について、お教えてください。

質問7 ふだん、バスを利用される理由をお教えてください【〇はいくつでも】

1. 他に利用できる手段がない 2. 家族などに送り迎えを頼む必要がない
3. バスが最も便利である（行きたいところにバスが運行されている） 4. 安心・安全に移動できる
5. バス車内で知人や運転手と会話が楽しめる 6. その他()

質問8

お近くのバス路線が廃止された場合、どのような影響がありますか。【〇は1つ】
また、代わりの手段がある方は、その手段もお教えてください（例：家族による送迎など）

1. 代わりの手段がなく、外出ができなくなる
2. 代わりの手段（具体的に：_____）を利用できるが、外出頻度や行き先に影響はある
3. 代わりの手段（具体的に：_____）を利用でき、外出の頻度や行き先に影響はない

質問9

紀の川市が運行する地域巡回バスは、令和3年10月に路線及びダイヤの見直しを行いました。この見直しについて、あてはまるものをお教えてください。【〇は2つまで】

1. 目的地に行きやすくなった。（具体的な目的地：_____）
2. 利用しやすい時間に運行されるようになった。
3. 目的地に行きにくくなった。（具体的な目的地：_____）
4. 利用しにくい時間に運行されるようになった。
5. 変わらない
6. その他（_____）

◆ 紀の川市の地域公共交通のあり方について、ご意見をお教えてください

質問10

バスは今後も必要とお考えですか【〇は1つ】

1. 絶対に必要
2. どちらかといえば必要
3. どちらかといえば不要
4. なくても困らない

質問11

現在、紀の川市では、みなさまの移動手段となる地域公共交通（バス路線）を維持するため、年間約1億円の財政支援をしています。人口の減少、自家用車の普及などにより、バス利用者は年々減少しており、バスのサービスを維持していくことは、今後ますます厳しくなることが予想されます。そのため、みなさまとともに様々な工夫をしながら、サービスの持続を目指していく必要があります。あなたのご自宅近くで運行される地域巡回バスについて、どのようなものがよいと思いますか。【〇はいくつでも】

1. 今より運行本数が1日1往復程度増えるなら、運賃が100円程度高くなっても構わない。
2. 今より運行本数が1日1往復程度増えるなら、予約した時のみ運行されるサービスになっても構わない。
3. 今より自宅の近くから利用できるなら、運賃が100円程度高くなっても構わない。
4. 今より自宅の近くから利用できるなら、予約した時のみ運行されるサービスになっても構わない。
5. 今より行先の選択肢が増えるなら、運賃が100円程度高くなっても構わない。
6. 今より行先の選択肢が増えるなら、予約した時のみ運行されるサービスになっても構わない。
7. 今より運賃が50円程度安くなるなら、運行本数が1日1往復程度減っても構わない。
8. 今より運賃が50円程度安くなるなら、目的地まで乗り継ぎが増える可能性があっても構わない。
9. 今のままでよい。
10. その他（_____）

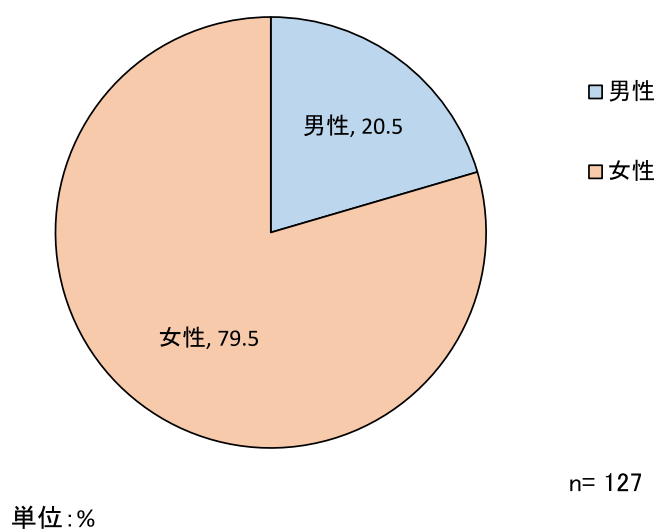
質問12

日常生活において、市内や他市へ移動するにあたって、困っていることや、移動環境に求める改善点があれば、ご記入ください。

1.1 回答者属性

(1) 性別

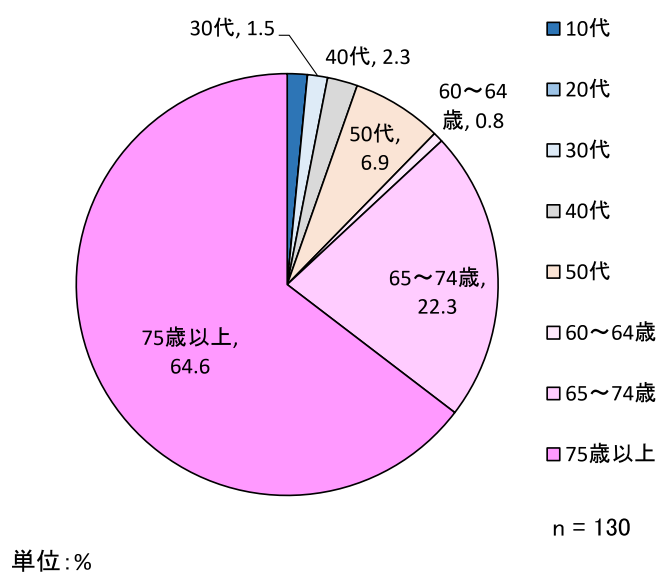
回答者の性別は、女性が約8割を占めています。



※ 「回答しない」、不明・未回答、複数回答された回答を除く割合
図. 性別

(2) 年齢

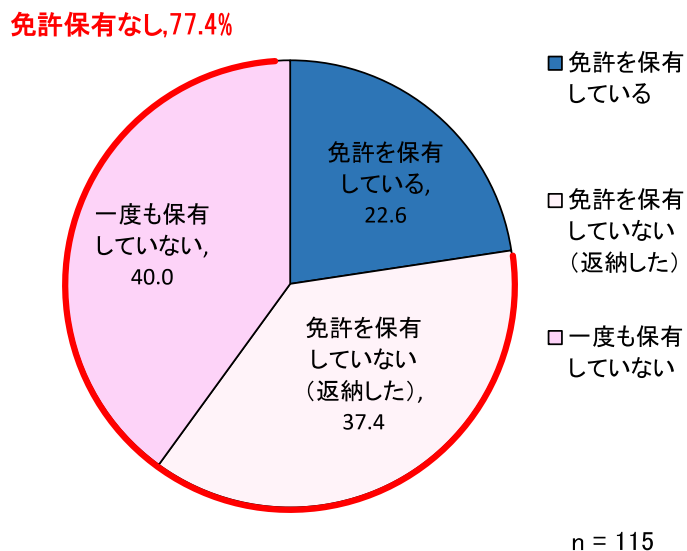
回答者の年齢は、75歳以上が約65%を占めています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合
図. 年齢

(3) 免許保有

免許保有については、約8割が免許を保有していません。



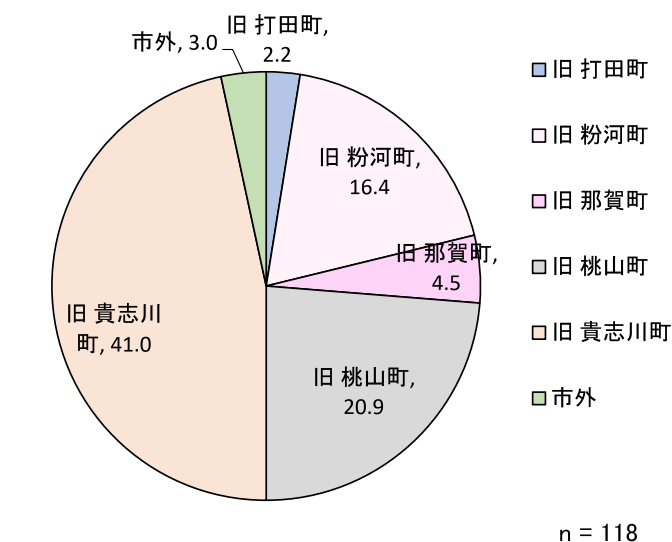
単位: %

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 免許保有の状況

(4) 居住地

各地域における回収状況は下記のとおりとなっています。



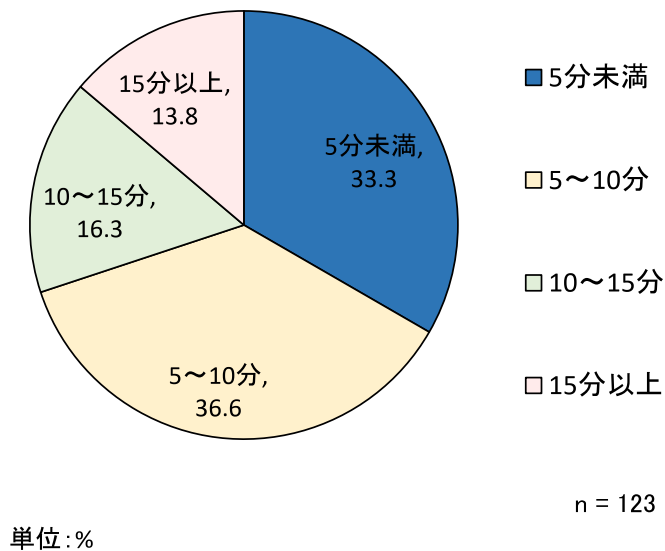
単位: %

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 地域別の回収状況

(5) 最寄り停留所

最寄りバス停については、歩いて5分未満に停留所があるとする回答者が約33%を占めています。

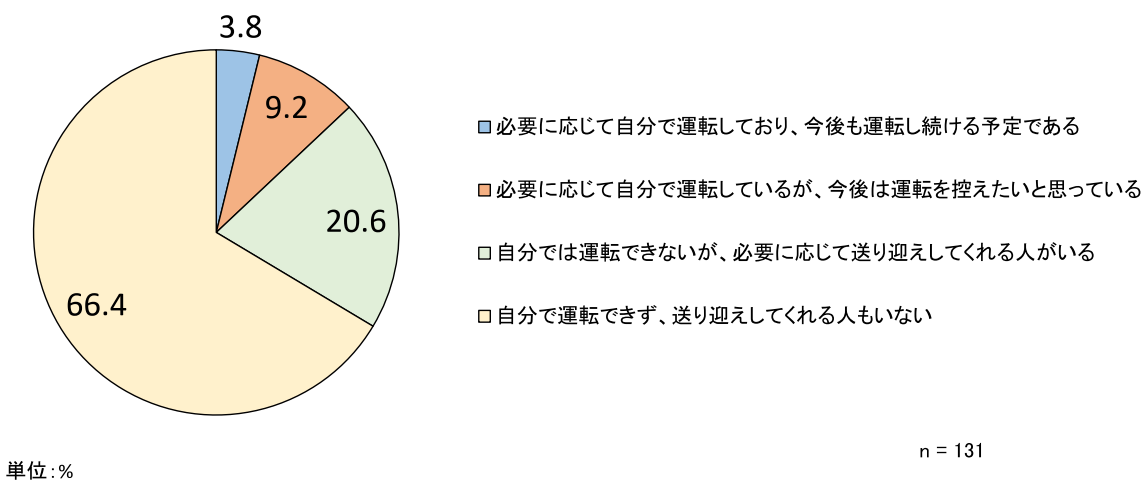


※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 最寄り停留所の位置

(6) 自動車の利用

自動車の利用については、自分で運転できず、送り迎えしてくれる人もいない回答者が約66%を占めています。



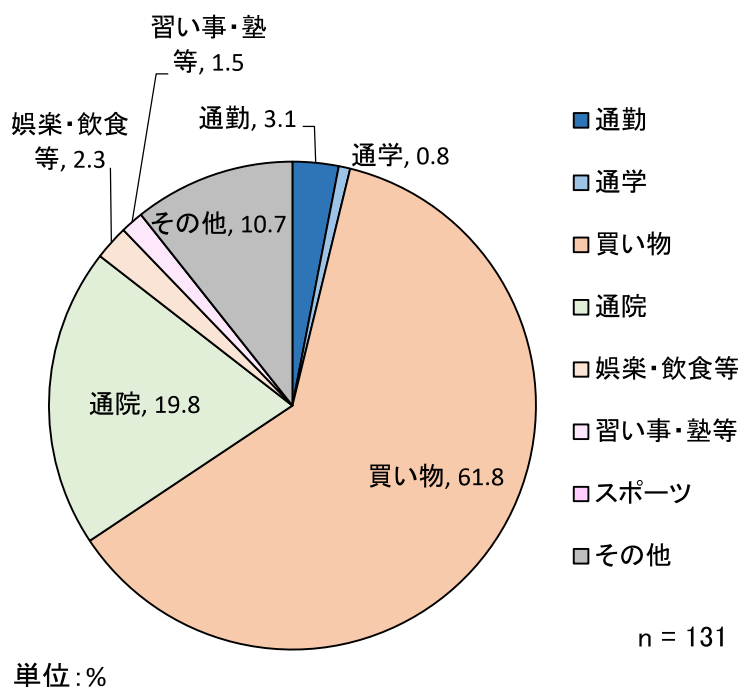
※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 自動車の利用

1.2 バスの利用

(1) バスの利用目的

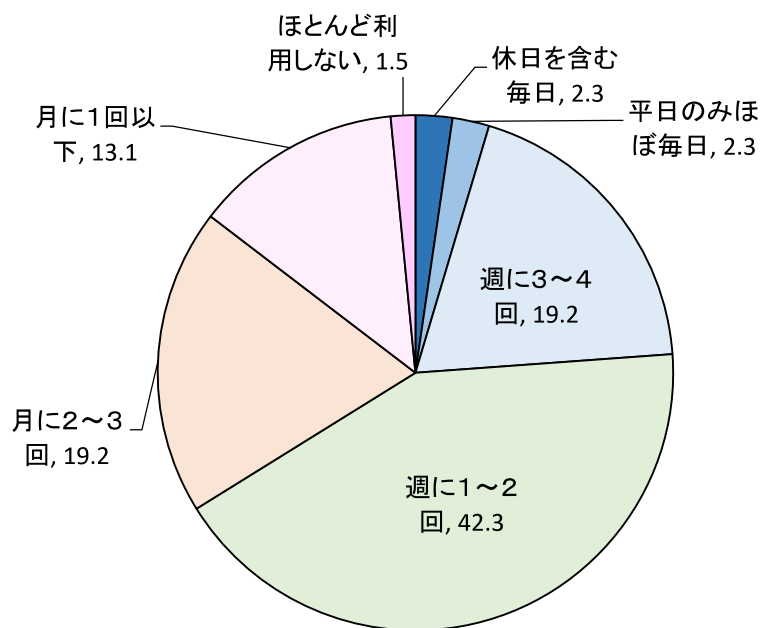
バスの利用目的については、買い物が約62%を占めている。ついで、通院が約20%となっています。



※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合
図. バスの利用目的

(2) バスの利用頻度

地域巡回バスについては、週に1~2回利用する回答者の割合が約42%となっています。



- 休日を含む毎日
- 平日のみほぼ毎日
- 週に3~4回
- 週に1~2回
- 月に2~3回
- 月に1回以下
- ほとんど利用しない

n = 130

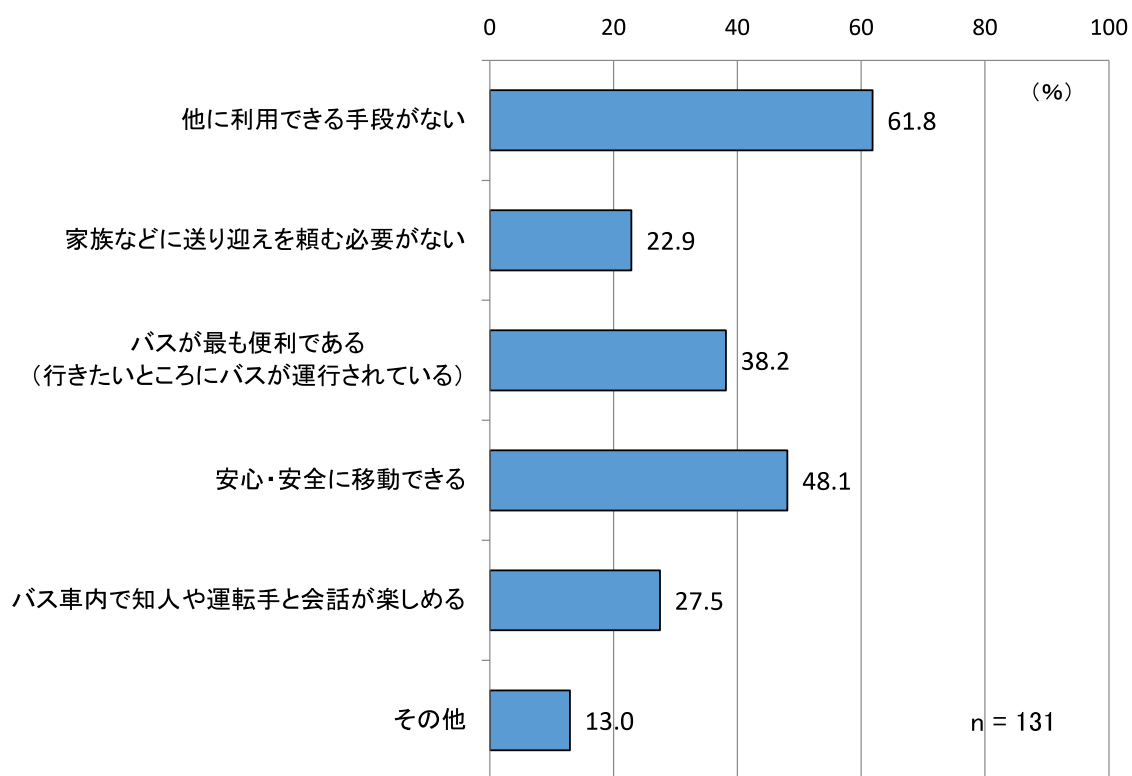
単位:%

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. 地域巡回バスの利用頻度

(3) バスを利用する理由

バスを利用する理由として、ほかに利用できる手段がないことが最も多く挙げられています。ついで、安心・安全に移動できることやバスが最も便利であることが挙げられています。

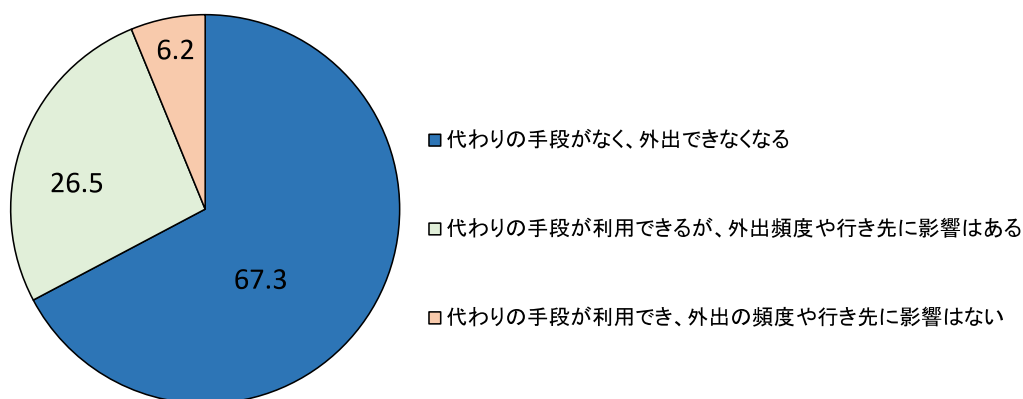


※ 不明・未回答を除く割合

図. バスを利用する理由

(4) バスが廃止された場合の影響

バス路線が廃止された場合、約 67%が変わりの手段がなく、外出できなくなると回答しています。さらに、約 27%が外出頻度や行先に影響があると回答しています。



単位:%

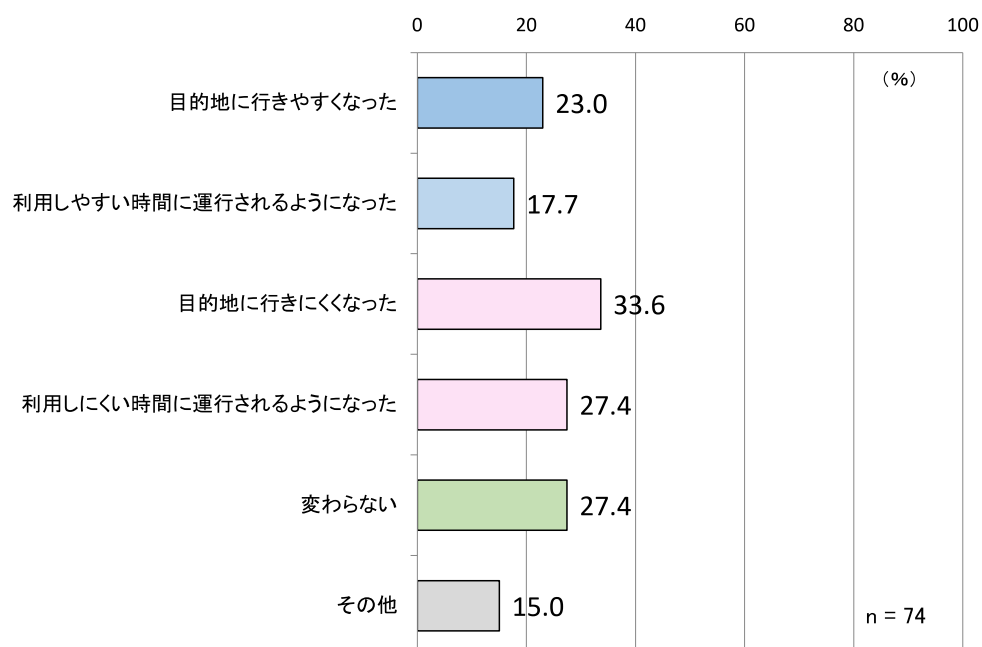
n = 113

※ 不明・未回答、複数回答された回答を除く割合

図. バスが廃止された場合の影響

(5) 路線及びダイヤの見直しについて

紀の川市が運行する地域巡回バスの令和3年10月に実施した路線及びダイヤの見直しについて、目的地に行きにくくなったとする利用者が約 34%となっています。



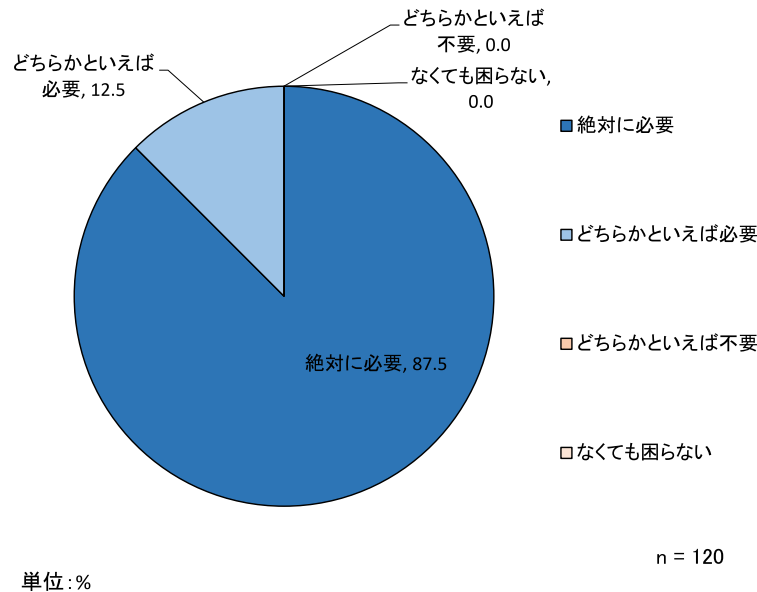
※ 不明・未回答を除く割合

図. 路線及びダイヤの見直しに関する評価

1.3 地域公共交通の在り方

(1) 必要性

すべての回答者が、地域公共交通が必要と回答しています。

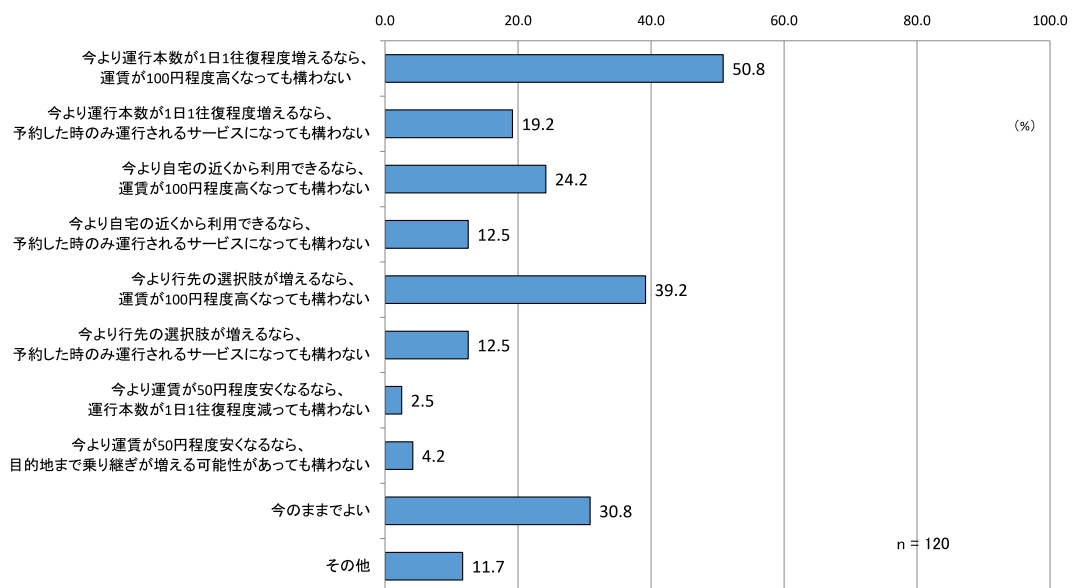


※ 不明・未回答を除く割合

図. 地域公共交通の必要性

(2) 地域巡回バスのあり方

地域巡回バスのあり方について、運賃の見直しについて、理解が高くなっています。



※ 不明・未回答を除く割合

図. 地域巡回バスのあり方

地域内フィーダー系統確保維持計画の 策定について

紀の川市地域巡回バスのうち、地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱に定める要件を満たす路線・コースについて、地域内フィーダー系統確保維持計画に基づく事業と位置付けることで、国庫補助金の交付を受けることができます。

なお、本計画の策定にあたっては本協議会において協議が調っている必要があることから、計画の内容についてご審議をいただくものです。

※本計画の国への提出に際し、計画の基本的な考えや方向性に影響のない軽微な変更については、事務局で修正を加える場合があります。あらかじめご了承ください。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月 日

(名称) 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

生活交通確保維持改善計画の名称			
紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
(目的・必要性)			
<p>平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）が合併し、紀の川市が誕生した。合併により市の面積が228.21 km²に拡大し、行政サービス調整の一つとして、地域公共交通サービスの連携・構築が図られた。合併当時、旧町ごとに地域公共交通のサービスレベルが異なっており、特に高齢者や障害者などの交通弱者にとって市内（合併前の隣町への）移動が困難となっている状況が浮き彫りとなった。</p> <p>また、公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等も生じており、市内全域をカバーする地域公共交通の導入が望まれた。こうした状況のもと、交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的とし、平成19年4月から市役所、病院、駅、商業施設等を経由する「紀の川市地域巡回バス（以下、「地域巡回バス）」の試行運転を実施した。このバス路線の特徴としては、主となる利用者が高齢者であることから、ほとんどの路線において、総合病院である公立那賀病院に停留所を設置したところである。</p> <p>試行運行中には、利用者等へのアンケート調査、利用実績の分析、地区要望の集約等を実施し、本格運行に向けての準備を行うとともに、平成21年3月には地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年度から平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業も活用しながら、平成21年5月から地域巡回バスの本格運行を開始した。</p> <p>平成19年4月の試行運行開始から10年以上が経過し、地域巡回バスの認知度は高齢者や障害者の移動手段、山間部地域の学生の通学手段等として、徐々に浸透してきている。また、高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住の条件の一つと考えている。</p> <p>以上の経緯を踏まえ、本計画は市民・事業者・行政等が協力し一体となって、市民誰もがバス等を利用し、いつでも市内を安全に移動できるよう、公共交通手段を確保し、サービスの提供を維持することを目的とする。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
<p>紀の川市は、平成31年3月に地域公共交通網形成計画（以下、「形成計画」）を策定した。形成計画では、令和2年度に「多様な交通サービスの導入（形成計画 p. 29）」や、「拠点間運行の多頻度化（形成計画 p. 30）」の試行を開始することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮して1年延期し、令和3年度(令和3年10月)からの試行開始となった。形成計画策定時に設定した目標値は以下の表のとおりである。</p>			
【定性的な目標①】地域公共交通が、市民の日常生活に溶け込んだものとなる			
定量的な目標 (数値目標)	現状値	目標値 (2023年)	形成 計画
バスルートを知っている市民の割合	8.4~21.3% (2017)	50%	p. 22
公共交通を週1回以上使用する人の割合	8.5% (2016)	15%	
JR 和歌山線乗降客数	5,308人/日 (2017)	5,400 人/日	p. 23
和歌山電鐵乗降客数	2,512人/日 (2017)	2,600 人/日	

地域巡回バスの年間利用者数 (国庫補助対象外路線を含む)	40,496 人 (2017)	41,000 人	p. 23
紀の川コミュニティバスの年間利用者数 (幹線系統)	32,867 人 (2017)	34,000 人	p. 23
粉河熊取線の年間利用者数 (幹線系統)	66,835 人 (2017)	70,000 人	p. 23
【定性的な目標②】地域公共交通が、市民に「守りたい!」と思われるものとなる			
定量的な目標 (数値目標)	現状値	目標値 (2023 年)	形成 計画
地域住民主体の取組実施件数	—	10 件/年	p. 24

※計画期間が分かるよう、本表のみ西暦標記としている。

上記の表のうち、地域巡回バスの年間利用者数について、国庫補助対象路線以外の路線も含めて目標を 41,000 人としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少している状況を踏まえ、紀の川市の最上位計画である「第 2 次紀の川市長期総合計画後期基本計画」においては、令和 8 年度の地域巡回バスの年間利用者数の目標値を 27,000 人に再設定している。

地域公共交通確保維持改善事業に係る紀の川市地域巡回バス路線は、4 路線(7 コース)あり、上記の地域巡回バス全体の目標値(27,000 人)を地域巡回バス全路線の走行距離に占める割合(70%)で按分した利用者数(18,900 人)を超えるよう、直近の実績をもとに目標値を以下のとおり設定する。

(目標) 利用者数	令和 6 年度 (目標)		(参考) 令和 4 年度 (実績)	
粉河那賀路線	5,700 人	15.7 人/日	5,327 人	14.7 人/日
打田粉河路線	3,993 人	11.0 人/日	3,618 人	10.0 人/日
打田貴志川路線	6,607 人	18.2 人/日	5,502 人	15.2 人/日
粉河桃山路線	2,650 人	7.3 人/日	2,289 人	6.3 人/日
合計	18,950 人	52.2 人/日	16,736 人	46.2 人/日

(粉河那賀路線)

令和 3 年 10 月の改正により、紀の川市那賀支所を拠点として、所要時間の短縮や形成計画記載の「交通拠点の整備」に基づいた買い物施設への乗入により利用者の利便性の向上を目的とした再編を実施しており、目標値を令和 4 年度実績値より 1.0 人/日増として設定する。

(打田粉河路線)

令和 3 年 10 月の改正により、紀の川市役所を拠点として、所要時間の短縮や形成計画記載の「交通拠点の整備」に基づいた買い物施設への乗入、通院利用に適した時刻の設定により利用者の利便性の向上を目的とした再編を実施しており、目標値を令和 4 年度実績値より 1.0 人/日増として設定する。

(打田貴志川路線)

令和 3 年 10 月の改正により、旧細野貴志川コースを山間部の運行と幹線の運行に切り分け、幹線については紀の川市貴志川支所と紀の川市役所を拠点として、形成計画記載の「拠点間の運行の多頻度化」を図ることで、幹線軸を強化し現状からの改善による利用者の利便の向上を目的とした再編を実施。また、山間部の運行については、拠点(紀の川市貴志川支所)での幹線系統との乗継を確保することで利便性を保ちながら、利用実態に応じた小型車両で運行することにより持続可能性を確保するための再編を実施した。目標値は直近の利用者数が増加していることを踏まえ、令和 4 年度実績値より 3.0 人/日増として設定する。

(粉河桃山路線)

令和 3 年 10 月の改正により、旧桃山鞆淵コースを山間部の運行と幹線の運行に切り分け、幹線については打田貴志川路線(打田貴志川コース)と共通化した。また、山間部の運行については、買い物施設である「オーストリート前」の店舗内に乗り入れを行うことで利便性を確保するほか、打田貴志川コースとの接続を確保し、「那賀病院」へのアクセスを維持した。目標値は令和 4 年度実績値より 1.0 人/日増として設定する。

また、本協議会では、令和 3 年 10 月の改正以後の試行運行から本格運行へ移行する際に、現状より効果的かつ効率的な運行を行うために、路線再編等を検討するための基準を以下のとおり設定し、合意が形成された。

○路線継続の基準

i. 基準

利用者 1 人当たりの市負担額が、4,600 円を上回る便は、廃止や減便を含め、輸送手段の検討を行う。

ii. 考え方

- 運行継続の判断基準として、市内でのタクシー 1 時間当たりの貸切料金を用いる。
 - 今回の改正により、すべての路線で 1 時間以内の運行が実現したため、利用者 1 人当たりの市負担額が 4,600 円を上回る便については、輸送手段の転換等を検討する。
- ※現在、紀の川市内タクシー事業者の貸切料金は 4,600 円/時間

○バス停統廃合の基準

i. 基準

コース毎のバス停利用者（乗降者数）が、0.01 人/便を下回るバス停は、廃止や近隣バス停との統合を含め、配置場所の検討を行う。

ii. 考え方

- 100 便に 1 人未満の利用状況となっているバス停を優先的に廃止・統合の検討対象とする。

(2) 事業の効果

紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画の対象路線を維持することで、以下の 3 点の効果が得られると考えられる。

○山間部等の公共交通空白地域の解消

○高齢者等の日常生活（通院・買い物）に必要不可欠な移動手段の確保

○他の路線バスや駅への接続による広域的な公共交通ネットワークの形成

また令和 3 年 10 月 1 日のダイヤおよび路線改正により、地域巡回バス利用者の主要目的である買い物と通院の利便性向上を図っており、今後利用促進を行っていくことで利用者の増加が見込まれる。

本市では、合併以後、旧 5 町の均衡ある発展を目指し、各種政策を推進してきた。

しかし、これからの交通政策は、これまでの地域公共交通ネットワークを見直し、選択と集中の視点を含めながら、適材適所の交通サービスの提供を目指す（形成計画巻頭）こととしている。

こうした経緯から、前項で設定した事業目標は、市民・交通事業者・行政のそれぞれが定量的に目標や実績を把握することができ、主体的な関わりの喚起につながることで事業の効果である。（実績については、市ホームページ等で今年度に随時公開を予定している。）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

2. に掲げた目標を達成するために、形成計画で以下の3つの基本方針を定めている。

- 基本方針Ⅰ：利用実態に応じた適材適所のサービスの提供
- 基本方針Ⅱ：市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持
- 基本方針Ⅲ：選ばれる地域公共交通となるための環境整備

また、基本方針に基づき、事業及びその実施主体を以下のとおり整理している。

基本方針Ⅰ	
「利用実態に応じた適材適所のサービスの提供」に対応する施策メニュー	
事業の概要	実施主体
I-A 多様な交通サービスの導入	市（企画）、国・県（支援）、事業者（協力）
I-B 拠点間運行の多頻度化	
I-C 交通拠点の整備	
基本方針Ⅱ	
「市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持」に対応する施策メニュー	
事業の概要	実施主体
Ⅱ-A 駅やバス停環境の維持	市民（実施）、市・事業者（支援）ほか
Ⅱ-B 市民主体の活動の支援	
Ⅱ-C 理解醸成の促進	市（実施）
Ⅱ-D 乗務員の確保・育成	事業者（実施）、市（支援）
基本方針Ⅲ	
「選ばれる地域公共交通となるための環境整備」に対応する施策メニュー	
事業の概要	実施主体
Ⅲ-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	市（実施）、事業者（支援）ほか
Ⅲ-B 公共交通マップの作成	

※形成計画 p. 27-38 から抜粋

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行事業者への補助金額については紀の川市が負担し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

和歌山バス那賀株式会社
株式会社有交紀北

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線システムのみ】

※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>運行車両は、登録から 10 年を超し（平成 20 年導入）、走行距離が 100 万kmに迫っており、安全運行のため、老朽化した車両の早急な買換えを行う必要があった。</p> <p>また、運行路線の道路特性から小型車両以外で運行した場合、安全性の確保が困難である。そのため、過去の利用者実績値等により、従前のおり乗車定員 13 人の小型車両を導入することとした。</p>
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
<p>老朽化した車両を更新し、地域巡回バスの運行を維持する。</p> <p>○令和 4 年 10 月導入車両</p> <p>i. 導入車両：トヨタハイエースコンピューター</p> <p>ii. 導入時期：令和 4 年 10 月</p> <p>iii. 導入台数：1 台</p> <p>なお、目標は、2(1)「事業の目標」に記載のとおり</p>
(2) 事業の効果
<p>車両導入により路線を維持し、沿線地域に住んでいる高齢者等の交通弱者の生活路線が確保される。さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保される。</p>
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付</p> <p>なお、運行事業者への補助金額については紀の川市が負担し、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
本協議会の開催状況と主な議論の内容は、下表のとおり。	
開催	主な議題
平成 30 年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度第 1 回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度事業報告について【承認】 ・平成 29 年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出決算について【承認】 ・規約の承認について【承認】 ・平成 30 年度事業計画（案）について【承認】 （地域公共交通確保維持改善事業に基づく「平成 31 年度紀の川市地域内フィーダ一系統確保維持計画」の策定について） ・平成 30 年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・紀の川市地域公共交通網形成計画の策定方針について【承認】
平成 30 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度第 2 回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山バス那賀株 「路線バスの運行廃止について」【報告】 ・住民説明会・意見交換会について【報告】 ・地域公共交通網形成計画の策定方針について【報告】 ・「遠方西」～「遠方橋」区間のフリー乗降化について【承認】 ・「杉原西」のバス停移設について【承認】

開催	主な議題
平成 31 年 1 月 17 日	○平成 30 年度第 3 回協議会 ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（案）について【承認】 ・紀の川市地域公共交通網形成計画（素案）の確定とパブリックコメントの実施について【承認】
平成 31 年 2 月 20 日	○平成 30 年度第 4 回協議会 ・委員の変更について【承認】 ・「打田南」～「窪」区間のフリー乗降化について【保留】 ・赤沼田地区デマンド型乗合タクシーの本格運行について【承認】 ・地域公共交通網形成計画パブリックコメントの結果および修正等について【承認】
令和元年 6 月 27 日	○令和元年度第 1 回協議会 ・協議会の規約改正について【承認】 ・平成 30 年度事業報告について【承認】 ・平成 30 年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・令和元年度事業計画（案）について【承認】 （地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和 2 年度紀の川市地域内フィーダーシステム確保維持計画」の策定について） ・令和元年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・紀の川市地域公共交通網形成計画策定による国庫補助金の増額について【報告】 ・紀の川市地域公共交通網形成計画の実現に向けた進捗について【報告】
令和元年 10 月 24 日	○令和元年度第 2 回協議会 ・旅客自動車運送事業者部会の設置について【承認】 ・和歌山バス那賀株 「路線バスの運行廃止について」【報告】 ・地域公共交通網形成計画の取り組み状況について【報告】 ・改正後の地域巡回バス路線（案）について【報告】
令和 2 年 1 月 31 日	○令和元年度第 3 回協議会（書面協議） 【発 送 日】：令和 2 年 1 月 17 日 【提出期限】：令和 2 年 1 月 30 日 ・令和元年度（平成 31 年度）地域内フィーダーシステム確保維持計画の事業評価案について【承認】
令和 2 年 2 月 26 日	○令和元年度第 4 回協議会 ・紀の川コミュニティバスの運行継続について【報告】 ・地域公共交通網形成計画の取り組み状況について【報告】 ・ダイヤ改正および路線改正の方針について【承認】 ・委員の変更について【承認】
令和 2 年 7 月 13 日	○令和 2 年度第 1 回紀協議会（書面協議） 【発 送 日】：令和 2 年 6 月 26 日 【提出期限】：令和 2 年 7 月 10 日 ・協議会に係る各種規程の制定について【報告】 ・紀の川コミュニティバスの減便およびダイヤ改正について【報告】 ・令和元年度事業報告について【承認】 ・令和元年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の方針の変更について【承認】 ・令和 2 年度事業計画（案）について【承認】 （地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和 3 年度紀の川市地域内フィーダーシステム確保維持計画」の策定について） ・令和 2 年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・協議会に係る各種規程の制定について【承認】

開催	主な議題
令和2年 8月25日	<p>○令和2年度第2回協議会（書面協議）</p> <p>【発送日】：令和2年8月25日</p> <p>【提出期限】：令和2年9月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について【承認】 ・紀の川コミュニティバスのダイヤ改正について【報告】
令和2年 12月7日	<p>○令和2年度第1回旅客自動車運送事業者部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者間の乗継について【報告】 ・令和2年度事業について【報告】 ・運行継続水準の設定について【報告】 ・バス停の管理について【報告】 ・地域巡回バスダイヤおよび路線改正の具体案について【承認】
令和3年 1月14日	<p>○令和2年度第3回協議会（書面協議）</p> <p>【発送日】：令和3年1月14日</p> <p>【提出期限】：令和3年1月28日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】 ・令和2年度地域公共交通調査事業（計画推進事業）の事業評価案について【承認】
令和3年 3月24日	<p>○令和2年度第4回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第1回旅客自動車運送事業者部会の開催結果について【報告】 ・地域公共交通網形成計画の取り組み状況について【報告】 ・地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の具体案について【承認】 <p>（令和3年10月に実施する地域巡回バスのダイヤおよび路線改正内容の具体案を承認。事業者等との調整により軽微な変更を加える旨を補足。）</p>
令和3年 6月29日	<p>○令和3年度第1回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告について【承認】 ・令和2年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・令和3年度事業計画（案）について【承認】 <p>（地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和4年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・地域巡回バスのダイヤおよび路線改正後の「神領北」～「登尾」区間のフリー乗降化について【承認】 ・地域巡回バスダイヤおよび路線改正後における桃山鞆淵コース・細野貴志川コース運行車両の移動円滑化基準適用除外等について【承認】 ・デマンド型乗合タクシー（赤沼田名手駅前路線）の路線の延長等について【承認】
令和3年 9月2日	<p>○令和3年度第2回協議会（書面協議）</p> <p>【発送日】：令和3年9月2日</p> <p>【提出期限】：令和3年9月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域巡回バス路線およびダイヤ改正後の各コースにおける回数券の販売について【承認】
令和4年 1月14日	<p>○令和3年度第3回協議会（書面協議）</p> <p>【発送日】：令和4年1月14日</p> <p>【提出期限】：令和4年1月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】

令和4年 6月13日	<p>○令和4年度第1回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告について【承認】 ・令和3年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・令和4年度事業計画(案)について(地域巡回バス運行車両の移動円滑化基準適用除外について)【承認】 (地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和5年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について) ・令和4年度会計歳入歳出予算(案)について【承認】 ・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正について【承認】
令和5年 1月12日	<p>○令和4年度第2回協議会(書面協議)</p> <p>【発送日】: 令和4年12月26日</p> <p>【提出期限】: 令和5年1月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】 ・令和4年度会計歳入歳出予算の減額補正(案)について【承認】
令和5年 2月21日	<p>○令和4年度第3回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域巡回バス貴志川路線の運行事業者変更について【承認】 ・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正について【承認】 ・公共交通に関するアンケート調査の集計結果について【報告】
令和5年 6月26日	<p>○令和5年度第1回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告について【●●】 ・令和4年度会計歳入歳出決算について【●●】 ・令和5年度事業計画(案)について (地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和6年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について」【●●】) ・紀の川市地域公共交通計画の策定方針について【●●】 ・令和5年度会計歳入歳出予算(案)について【●●】 ・安全性確保対策のためのバス停留所の移設について【●●】 <p>※【●●】については、本協議会での承認後、【承認】と記載する予定です。</p>
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>本協議会の構成員には合併した旧町(打田町、那賀町、粉河町、桃山町、貴志川町)それぞれの代表区長等が含まれており、住民代表者の意見等を重視している。</p> <p>バスに関する地域の区長要望については、協議会事務局(紀の川市交通政策課)において随時受け付けており、路線再編時には考慮している。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	

協議会の構成員は、下表の通り。	
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市企画部長
	紀の川市福祉部部長
	紀の川市農林商工部部長
	紀の川市建設部部長
(2) 法第 2 条第 2 号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社取締役社長
	株式会社有交紀北代表取締役
	公益社団法人和歌山県バス協会専務理事
	一般社団法人和歌山県タクシー協会会長
	和歌山県交通運輸産業労働組合協議会バス部会長
	西日本旅客鉄道株式会社理事和歌山支社長
	和歌山電鐵株式会社代表取締役専務
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会会長
	粉河地区区長会会長
	那賀地区区長会会長
	桃山地区区長会会長
	貴志川地区区長会会長
	紀の川市身体障害者連盟会長
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局首席運輸企画専門官
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	和歌山県警岩出署署長
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学有識者
	那賀振興局建設部副部長
	和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課課長
	和歌山河川国道事務所和歌山国道維持出張所所長
	岩出市総務部総務課課長
	※会長：紀の川市企画部長
	※副会長：近畿大学有識者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

(所 属) 紀の川市役所企画部交通政策課

(氏 名) 副主査 井辺 将文

(電 話) 0736-79-3921

(e-mail) k030200-001@city.kinokawa.lg.jp

令和6年度

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
紀の川市	和歌山/バス那賀(株)	(1) 和歌山/バス那賀(株) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	紀の川 市那賀 支所	コメ/那 賀店	紀の川 市那賀 支所	往 20.3km 復 20.3km	363日	1,089回			路線定期運行	②(1)	③
	和歌山/バス那賀(株)	(2) 和歌山/バス那賀(株) (粉河那賀路線) 川原西脇コース	紀の川 市那賀 支所	粉河駅	紀の川 市那賀 支所	往 20.5km 復 20.5km	363日	1,089回			路線定期運行	②(1)	③
	和歌山/バス那賀(株)	(3) 和歌山/バス那賀(株) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース	紀の川 市役所	藤井	紀の川 市役所	往 21.6km 復 21.6km	363日	907.5回			路線定期運行	②(1)	③
	和歌山/バス那賀(株)	(4) 和歌山/バス那賀(株) (打田粉河路線) 長田竜門コース	紀の川 市役所	杉原	紀の川 市役所	往 20.7km 復 20.7km	363日	726回			路線定期運行	②(1)	③
	和歌山/バス那賀(株)	(5) 和歌山/バス那賀(株) (打田貴志川路線) 打田貴志川コース	貴志駅	シヨビ ンダウ ン前	紀の川 市役所	往 20.2km 復 20.2km	363日	2,359.5回			路線定期運行	②(1)	③
	(株)有交紀北	(6) (株)有交紀北 (打田貴志川路線) 細野貴志川コース	紀の川 市貴志 川支所	貴志駅	垣内	往 16.5km 復 16.5km	363日	907.5回			路線定期運行	②(1)	③
	(株)有交紀北	(7) (株)有交紀北 (粉河桃山路線) 桃山朝潮コース	オース トリート 前	紀の川 市桃山 支所	下志賀	往 29.0km 復 29.0km	244日	610回			路線定期運行	②(1)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低価格化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低価格化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハデ該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ハデ該 当する要件 (別表7のみ)
紀の川市	和歌山バス那賀株	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	紀の川 市那賀 支所	コメリ那 賀店	紀の川 市那賀 支所	往 20.3km 復 20.3km	362日	1,086回			路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」に 接続	③
	和歌山バス那賀株	(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース	紀の川 市那賀 支所	粉河駅	紀の川 市那賀 支所	往 20.5km 復 20.5km	362日	1,086回			路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」 「粉河駅」に接続	③
	和歌山バス那賀株	(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース	紀の川 市役所	藤井	紀の川 市役所	往 21.6km 復 21.6km	362日	905回			路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「粉河駅」 「打田駅」に接続	③
	和歌山バス那賀株	(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	紀の川 市役所	杉原	紀の川 市役所	往 20.7km 復 20.7km	362日	724回			路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「打田駅」に 接続	③
	和歌山バス那賀株	(5) (打田貴志川路線) 打田貴志川コース	貴志駅	シヨッピー ソングタウ ン前	紀の川 市貴志 川支所	往 20.2km 復 20.2km	362日	2,353回			路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「下井阪駅」 「打田駅」及び和歌山電鐵 「貴志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(6) (打田貴志川路線) 細野貴志川コース	紀の川 市貴志 川支所	貴志駅	埋内	往 16.5km 復 16.5km	362日	905回			路線定期運行	②(1)	和歌山電鐵貴志川線 「貴志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(7) (粉河桃山路線) 桃山朝淵コース	オース トリート 前	紀の川 市桃山 支所	下志賀	往 29.0km 復 29.0km	243日	607.5回			路線定期運行	②(1)	和歌山バス那賀が運営す る地域間幹線バス系統「紀 の川コミュニティバス」ど の川市桃山支所」他で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハデ該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ハデ該 当する要件 (別表7のみ)
紀の川市	和歌山バス那賀株	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	紀の川 市那賀 支所	コメリ那 賀店	紀の川 市那賀 支所	往 20.3km 復 20.3km	362日	1,086回			路線定期運行	②(1)	③	JR和歌山線「名手駅」に 接続
	和歌山バス那賀株	(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース	紀の川 市那賀 支所	粉河駅	紀の川 市那賀 支所	往 20.5km 復 20.5km	362日	1,086回			路線定期運行	②(1)	③	JR和歌山線「名手駅」 「粉河駅」に接続
	和歌山バス那賀株	(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース	紀の川 市役所	藤井	紀の川 市役所	往 21.6km 復 21.6km	362日	905回			路線定期運行	②(1)	③	JR和歌山線「粉河駅」 「打田駅」に接続
	和歌山バス那賀株	(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	紀の川 市役所	杉原	紀の川 市役所	往 20.7km 復 20.7km	362日	724回			路線定期運行	②(1)	③	JR和歌山線「打田駅」に 接続
	和歌山バス那賀株	(5) (打田貴志川路線) 打田貴志川コース	貴志駅	シヨッピ ングタウ ン前	紀の川 市貴志 川支所	往 20.2km 復 20.2km	362日	2,353回			路線定期運行	②(1)	③	JR和歌山線「下井阪駅」 「打田駅」及び和歌山電鐵 「貴志駅」に接続
	(株)有交紀北	(6) (打田貴志川路線) 細野貴志川コース	紀の川 市貴志 川支所	貴志駅	埴内	往 16.5km 復 16.5km	362日	905回			路線定期運行	②(1)	③	和歌山電鐵貴志川線 「貴志駅」に接続
	(株)有交紀北	(7) (粉河桃山路線) 桃山朝刈コース	オース トリート 前	紀の川 市桃山 支所	下志賀	往 29.0km 復 29.0km	243日	607.5回			路線定期運行	②(1)	③	和歌山バス那賀が運営す る地域間幹線バス系統「紀 の川コミュニティバス」ど の川市桃山支所」他で接続

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	紀の川市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	58,816
交通不便地域等	58,816

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
58,816	全域	半島振興法
482	上鞆渚・下鞆渚・中鞆渚・桃山町垣内・桃山町中畑・桃山町峯	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
紀の川市 地域公共交通網形成計画	平成31年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

添付資料(表5関係)

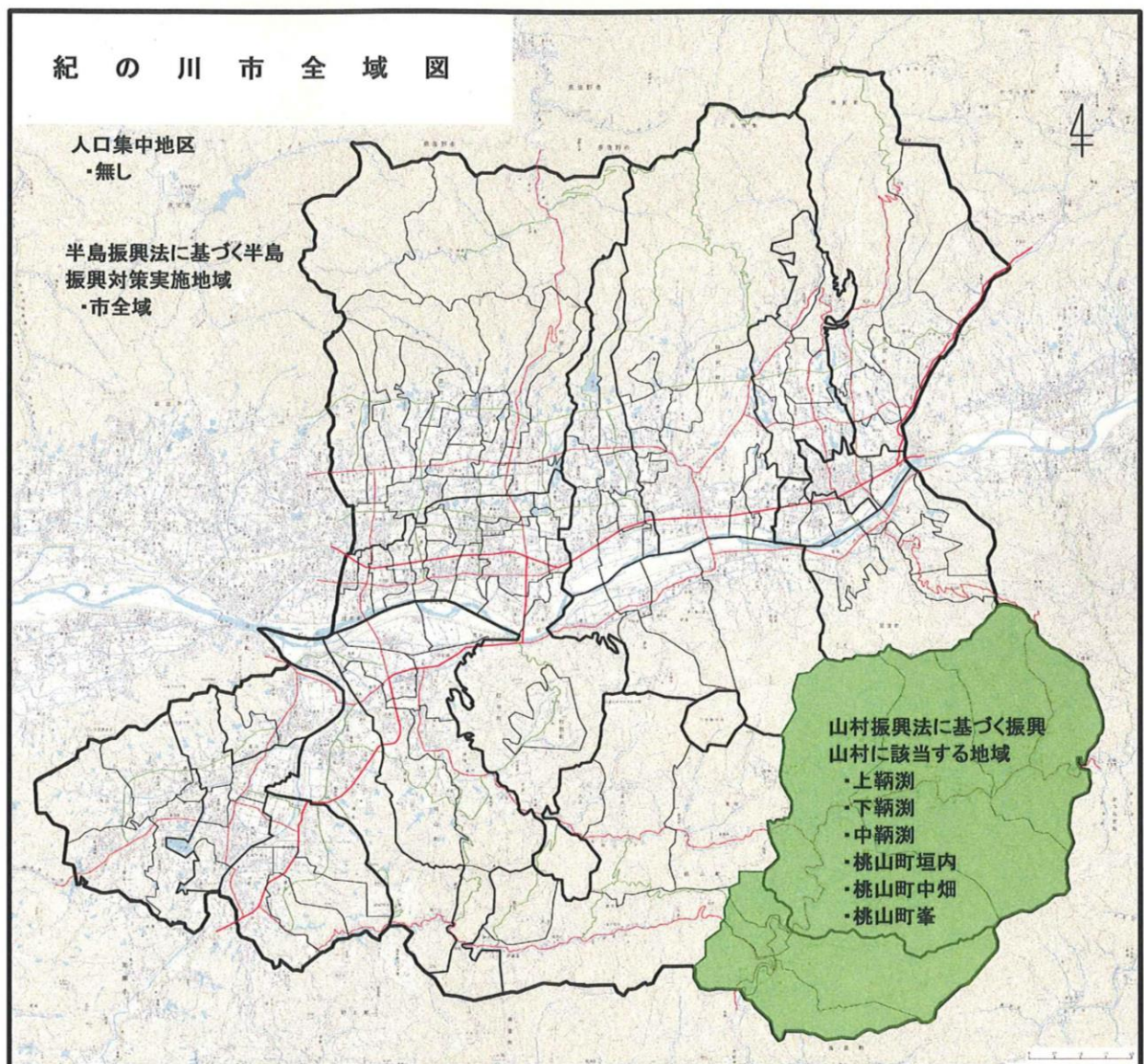


表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ファイダーシステム)

令和6年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	1	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所コース (2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース (3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース (4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	イ	ロ ハ	13	令和4年10月			一括

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ファイダーシステム)

令和7年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	1	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所コース (2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース (3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース (4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	イ	ロ ハ	13	令和4年10月			一括

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス)認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ファイダーシステム)

令和8年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	1	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所コース (2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース (3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース (4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	イ	ロ ハ	13	令和4年10月			一括

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス)認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。